

令和 5 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9月14日

令和5年9月14日〔木曜日〕午前9時30分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第60号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定  
管理者の指定について

議案第62号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳出

第2条 繰越明許費のうち

曾本地区工業用地整備推進事業

第3条 債務負担行為の補正のうち

すいとぴあ江南指定管理料

議案第65号 令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について  
のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

議案第67号 令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特  
別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和4年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定につい  
て

議案第71号 令和4年度江南市下水道事業会計決算認定について

行政視察について

研修会について

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（7名）

委員長	大 藪 豊 数 君	副委員長	須 賀 博 昭 君
委員	掛 布 まち子 君	委員	尾 関 昭 君
委員	東 猴 史 紘 君	委員	片 山 裕 之 君
委員	石 原 資 泰 君		

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議長	堀 元 君	議員	中 野 裕 二 君
議員	長 尾 光 春 君	議員	岡 地 清 仁 君
議員	牧 野 行 洋 君		

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	石 黒 稔 通 君	副主席	前 田 昌 彦 君
主任	駒 田 寛 明 君		

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤 田 和 延 君
----	-----------

経済環境部長	平 野 勝 庸 君
--------	-----------

都市整備部長兼危機管理監	野 田 憲 一 君
--------------	-----------

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長	
---------------------------	--

古 田 義 幸 君
-----------

商工観光課長	石 川 晶 崇 君
--------	-----------

商工観光課主幹	駒 田 直 人 君
---------	-----------

商工観光課副主幹	八 橋 直 純 君
----------	-----------

農政課長	夫 馬 靖 幸 君
------	-----------

農政課副主幹	岩 田 浩 和 君
--------	-----------

環境課長	相 京 政 樹 君
環境課主幹	前 田 茂 貴 君
環境課副主幹	近 藤 祥 之 君
都市計画課長	伊 藤 達 也 君
都市計画課主幹	加 藤 考 訓 君
都市計画課副主幹	磯 部 将 人 君
都市計画課副主幹	小 島 宏 征 君
都市整備課長	鵜 飼 篤 市 君
都市整備課副主幹	山 本 健太郎 君
都市整備課副主幹	長谷川 悟 君
土木課長	堀 尾 道 正 君
土木課主幹	小 池 浩 司 君
土木課副主幹	柴 垣 伸 道 君
建築課長	可 児 孝 之 君
建築課副主幹	都 築 尚 樹 君
防災安全課長兼防災センター所長	菱 川 秀 之 君
防災安全課主幹	大 矢 幸 弘 君
防災安全課副主幹	瀬 川 雅 貴 君
水道部下水道課長	酒 匂 智 宏 君
水道部下水道課主幹	今 枝 寛 君
水道事業水道部水道課主幹	尾 関 高 啓 君
水道事業水道部水道課副主幹	青 山 裕 泰 君
水道事業水道部水道課副主幹	安 田 裕 一 君

○委員長 時間が少々早いんですが、皆様お集まりいただきましたので、早速ですが、ただいまから建設産業委員会を開催させていただきます。

もう既に皆様御承知のように、市制70周年を迎え、江南市、これから数々の変革と発展を迎えることだと思えます。そういった歴史的な一つの場面に立ち会えたことを私は非常に誇りに思っております。そんな中で今回のこの建設産業委員会、ぜひとも市政に反映して、すばらしい江南市、そして70周年が迎えられるように、建設的、そして発展的な意見の場になるように大変祈っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、大変厳しい残暑が続いておりますが、ノーネクタイなどの軽装も可としております。そういった状況で進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

市長がおいでですので、市長より挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○市長 おはようございます。

今、大藪委員長のほうからございましたけれども、朝晩ちょっと涼しくなってきたかなという、そんな印象がありますけれども、これから30度を下回ってきますと逆に蚊の発生があるというようなことで、その辺のところもお気をつけいただきたいと思えます。

去る8月31日に9月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

市長は公務がございますので、これにて市長は退席していただきます。よろしくお願ひします。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第60号 江南市勤労

会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定管理者の指定についてをはじめ6議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

議事に入ります前に御報告申し上げます。

本委員会に付託され、6月定例会にて継続審査となりました請願第1号布袋サマーフェスティバルの開催・運営に対する支援を求める請願書につきましては、請願者の方より請願撤回申出書が提出され、今定例会初日に撤回が承認されましたことから、この請願についての審査は行わないこととなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより審査に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構でございます。

---

### 議案第60号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定管理者の指定について

○委員長 最初に、議案第60号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長　それでは、議案第60号について御説明申し上げますので、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第60号　江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）に係る指定管理者の指定についてでございます。

はねていただきまして、28ページから36ページには、参考といたしまして江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の管理に関する協定書の案を、37ページから48ページには、江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）指定管理者業務仕様書の案を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより審査を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　今までずっと指定管理者だった大成が、今回、この次期の指定管理者の選定に参加しなくて、ごろっと変わるわけですけれども、そうなってくると、これまですいとぴあに関して大成と取引があった様々な業者、いろんなところで納品であるとか、作業の委託とか、いろいろ関わってきた業者にかなり影響が行くんじゃないかとか、直接雇用されていた従業員の方の再雇用先というんですか、その後がどうなるかというのはちょっと不安なんですけれども、そういうことについて取引の継続とか、人の継続雇用とか、そういった面で事業者に何か課せられた義務というか、取決めというか、そういったものはありますでしょうか。

○商工観光課長　今ですいとぴあ江南、大成株式会社と契約していた各種取引先、あるいはすいとぴあ江南で雇用されていた従業員の方ですけれども、新しい指定管理者のほうがそれぞれと協議し、継続可能であれば継続、希望があれば再度雇用するというような考えがあるというふうに伺っております。

○掛布委員　ありがとうございます。こんな大変なときですので、希望があればぜひ継続雇用という方向で進むように、市のほうとしても配慮をお願いしたいと思います。

それと、人件費、食材費が高騰で、いつ収まるのかなというときの契約で、5年間、その指定された金額となるわけですけれども、以前、大成のときもコロナ交付金を使って、かなり手厚い、それでも足らなかったと思うんです

けれども、指定管理料の上乗せを行ってきたわけですしけれども、この先、新しい指定管理者に変わっても、どうしても駄目だというような場合の、コロナ交付金がこの先出るか分かりませんが、そういった支援とかでなくても、事業者のほうから市に対して、やっていけないとかいう申入れがあったような場合、支援、契約変更とかいう、そういった余地というのはあるのでしょうか。

○商工観光課長　　すいとぴあ運営に当たりましては、様々なリスクが想定されるかというふうには考えております。そして、例えば急激な燃料費の高騰であるとか物価高、そういった不測の事態が起きた際には、双方協議して対応していくということを考えております。

○掛布委員　　最後ですけれども、指定管理者の責任で行う施設の修繕というのは130万円未満でしたか、以下でしたか、のいわゆる軽微な修繕については、指定管理者の判断で800万円以内でやるということになっているんですけれども、ずうっと懸案であったのが、すいとぴあ江南は洋式のトイレしかほとんどないと……。

○委員長　　和式。

○掛布委員　　じゃなく逆、和式しかほとんどなく、洋式のトイレを探し回るというようなことをよく聞いて、何とか洋式化ができないかという声が依然として強いんですけれども、この先、まだ5年間、新しい指定管理者の下ですいとぴあは維持するわけですので、この5年間についてのすいとぴあ江南のトイレの洋式化というのは市としてどのような方針でいくのでしょうか。

○商工観光課長　　すいとぴあ江南の設備の様々な改修等も必要になるかと思いますが、その内容につきましては、当然費用のほうもかかることから、財政当局と相談しながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○掛布委員　　冷たい答弁じゃなかったんでちょっと安心したんですけど、5年間、あるいはその先も何らかの形で、形式は変わるかもしれませんが、部分的、あるいは全部継続する可能性もあるので、やはりトイレの洋式化というのを市として念頭に置いて、何らかの対応、できるだけ早いタイミングでお願いしたいと勝手に要望しておきます。

○委員長　　ほかございませんか。



○尾関委員 以前、すいとぴあ江南の管理公社から大成に引継ぎをしたと思うんです。そのときの作業とかがすごい大変だった模様なんですけれども、今回、大成さんから次の指定管理者さんに引き継がれるということで、大成さんのほうに当時引継ぎの作業をされた方がほぼ残ってないというところで、ノウハウとか蓄積がない状態での引継ぎになりますが、市役所としてどの辺り、どのようにフォローしていくのかというお考えがあれば、教えてほしいですけれども。

○商工観光課長 今後、現在の指定管理者から次期指定管理者への引継ぎに当たりましては、引き継ぐべき項目等、双方と市のほうも入って、それぞれの項目について確認しながら引継ぎのほうを確実に進めてまいりたいというふうに考えております。今後、それに向けた打合せ等も予定しておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長 尾関委員、よろしいですか。  
ほかございませんか。

[挙手する者なし]

○副委員長 委員長が発言をしたいとの申出がございましたので、私が委員長に代わりまして議事を進めます。

○大藪委員 1点お願いします。

指定管理の関係で、前回に、2年前ですか、すいとぴあ江南の屋上利用のことについて一般質問等させていただいた以降、その利用について検討するというような御回答をいただいたと思うんで、その後、全く利用されていないようですが、今回、決算及び予算のほうについても、新しい指定管理になったときに、この屋上利用についてはどのようにお考えか、教えてください。

もう少し詳しく言うと、屋上が将来的に、建物が建ったときに、ビアガーデンか何かにするように屋上に販売用のカウンターを設けてあるんですよね。御覧になった方は少ないかもしれませんが、屋上に販売用の窓、建物のような建屋と、窓口と、それからカウンターが用意してあるんですね。そこを何か利用しようと思って造ったんだと思うんですが、全く利用されていないので、それはどのようにお考えかということです。

○商工観光課長 現在のところ具体的な検討をしておるわけではないですが、

引き続き改めて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大薮委員　　ぜひとも、これを見に行ってからかれこれ2年がたとうとしています。その後、その間も何度か私、どうするんですかというふうに聞いていましたので、今回、この指定管理が交代すると同時に、ぜひともそこも何らかの形で利用していただきたいなあと、せっかくある施設ですから、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、要望で終わりにします。ありがとうございました。

○副委員長　　それでは、委員長を交代します。

○委員長　　ほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午前9時42分　　休　憩

午前9時42分　　開　議

○委員長　　引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第62号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第4号）

### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳出

### 第2条 繰越明許費のうち

曾本地区工業用地整備推進事業

### 第3条 債務負担行為の補正のうち

## すいとぴあ江南指定管理料

○委員長 続いて、議案第62号 令和5年度江南市一般会計補正予算（第4号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部の所管に属する歳出、第2条 繰越明許費のうち、曾本地区工業用地整備推進事業、第3条 債務負担行為の補正のうち、すいとぴあ江南指定管理料を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課ごとに審査をしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最初に、都市整備部防災安全課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願ひいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出につきまして御説明をさせていただきますので、議案書の82、83ページをお願ひいたします。

上段、2款1項9目防災安全費で、説明欄にございます災害時対応事業で126万円の増額補正をお願ひするものでございます。

次に、その下、交通安全対策事業で220万円の増額補正をお願ひするものでございます。

補足して説明することはございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 83ページの備考欄のところに、まず災害時対応事業の防災倉庫の維持運営事業で、事前説明のときに、たしか、もう間もなくなくなるであろう、もうなくなったこ～たんのところにある福祉避難所の機能を、この防災倉庫のほうに移すというような説明があったように思ったんですけども、そのような理解でよろしいのでしょうか。ただ、こ～たんのところにあった備品を移すというだけで、福祉避難所の機能が、そんな防災倉庫の中に移るはずはないと思うので、正確に言うかどうかということなんでしょう。

○防災安全課長兼防災センター所長 改めて整理させていただきますと、今、

こ～たん避難所の防災倉庫の備品につきましては、名鉄の高架下のほうに、全てそちらのほうに置かせていただきます。こ～たん避難所の機能の避難所につきましては、現在、関係課と協議を重ねて、同じような施設ができるかどうかというところを協議したんですが、結果、24時間365日対応できないということで、同じこ～たん避難所というものは現在の段階においては困難と考えています。

今、考えているのは、お母さんと乳幼児と一緒にできる避難所を新たにどこかにつくるかというところで、それを今後検討していきたいというふうには考えています。以上です。

○委員長 掛布委員、よろしいですか。

ほかございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて土木課について審査を行います。

では、土木課について、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の96、97ページの下段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。1目の道路橋りょう費に1億円の増額補正をお願いするものでございます。

97ページの説明欄をお願いいたします。

道路側溝・舗装等整備事業といたしまして、1億円の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 さきの6月定例会の委員会の中でも、2億円では到底少な過ぎるということを委員会として要望させていただいて、1億円増額されたこと

は大変よかったかなと思うんですけれども、6月定例会のときにたしか地元要望に対して6割ちょっとぐらいしか、当時の6月定例会の段階では6割少々しか応えられていないというような御答弁だったと記憶しているんですけれども、この計上された、増額された1億円で、今後どういう方針でたまりたまった地元からの要望を精査して、どういうふうに整理をしながら応えていくのかというのを教えてほしいんですけど。

○土木課長 要望はいろいろな内容が出ておる状況ではございますが、補正予算が今後認められましたら現地調査を行いまして、地元区と協議しながら、必要性や事業の効果を考慮した上で箇所を決定してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○掛布委員 ありがとうございます。

ある区長さんから、過去から何度も何度も大変な状況を説明し、早く直してほしいと、でないと危ないということまで指摘しているのに、ここはお金がかかり過ぎるからできないんだというようなことでなかなかやっていただけないという、何とかしてほしいという、今度こそという御要望をいただいておりますので、そういった予算が足りなくて対応できなかったところを思い切って対応していただきたいと要望しておきます。

○委員長 要望でよろしいですね。

○掛布委員 はい。

○委員長 ほかがございませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 委員外議員からの発言申出がございました。

堀議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議ないようですので、委員外議員として発言を許します。

○堀議員 道路の維持管理等について、1億円の補正予算という話ですが、実はこの異常な暑さの影響で、舗装道路が非常に傷みがひどい。特に大型トラック及びダンプ等が通る道路は、わだちができちゃって、横のほう

にアスファルトが波打っちゃっておるところが多数ある。特に後飛保和田線とか真ん中の道路、中央道だったかな、何だったかな、岩倉線かな、本当にひどいんですよ。現場を見て回ってみえるかどうか分かんですけど、緊急でもあれは直さんと、例えば自転車等は転んじまうから非常に危険です。そのところを部長は承知しておるかどうかわかんけれども、しっかりやっていただきますように、掛布さんが言ってみえたそのとおりだと思いますので、意見が一致しておりますので、よろしく。

○都市整備部長兼危機管理監 私ども適宜、道路状況については確認しておりますけれども、なかなか予算が回らなくて申し訳ございません。そうした、どうしてもわだちなんかで通行に支障があるところにつきましては、そこを特化してまた整備できるよう検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかがございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審査をいたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長 都市整備課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

8款4項2目都市整備費に、右側説明欄、江南駅周辺交通環境改善計画策定事業、江南駅前広場概略検討事業917万4,000円を新たにお願いするものでございます。

なお、補正予算説明資料8ページに概略検討委託位置図を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○掛布委員 長年の懸案であった江南駅周辺の混雑緩和、交通環境改善に一歩進み始める予算だなという程度の理解しかできないわけですけども、概略設計というか交通量調査の結果、概略検討するということは、交通量調査

を基に、どこをどのように車とか歩行者、自転車、駐車場、駅周辺に止まる送迎用の車両を誘導していくかという駅ロータリー周辺の構造を、こう変えたらどうかなというものが出来上がってくるということなんでしょうか。

- 都市整備課長　今回の委託でございますが、今回、位置図に掲げております駅前広場の部分でございますが、こちらにつきましては、北側、西側の都市計画道路からの通過車両が非常に多いということでございまして、今回の交通量調査の中で通過車両はどのぐらいあるかというのをまず把握させていただきまして、この路線を現状のとおり通していかなければならないかどうかということは確認したいと思っておりますのと、あと現在、送迎車両につきましては、実際、真ん中のタクシープールのあるところに停車等して送迎しているというような状況もありますので、ほかの鉄道の駅にございますような専用の送迎のスペースというのが、確保が必要だと思っております。

そういった中で、そういったスペース、江南駅の乗降者数等を含めて検討いたしまして、どのぐらいの一定期間停車する台数が必要かということも含めて、今回の条件設定ということで把握していきたいと思っておりますので。

そうした中、実際のここの現スペースの中で、そういったものが納まるかどうかというのを確認してまいります。そういった中で、やはり現状のこのスペースの中では納まらないということになりましたら、例えば西側に拡張が必要なのか、また北側についても必要なのかということも含めまして把握をするということが今回の委託の目的でございますので、この後、その結果を基に、まず地元さんのほうに御説明をして、いろんな御意見を賜りたいというふうに考えております。

- 掛布委員　私一人の考えではないんですけども、やはり朝の送迎車両、特に雨天時は本当に車が錯綜し、よく事故が起こらないもんだなというヒヤリハットの連続です。だから、現状の送迎車両が押し寄せるような状況の中で拡張計画、このスペースでいいのか、どういうふうに誘導するかというだけではなくて、もっと大胆に、根本的に、駅周辺に送迎車両が乗り入れなくても駅にアクセスできるような方法はないのかという、いろいろありますけれども、例えばもっと公共交通をきちんと確保するとか、郊外に送迎用の駐車スペースを設けて、そこからあとは歩きなさいとか、シャトルバスにする

とか、勝手に言うておられますけれども、そういった現状を基にどうするかじゃなくて、もっと根本的な駅前周辺の交通緩和というのをぜひ考えに入れながら進めていただきたいという要望をしておきます。

○委員長 要望でよろしいですね。

ほかございませんか。

[挙手する者なし]

○副委員長 委員長から発言したいとの申出がございましたので、私が委員長に代わりまして議事を進めます。

○大藪委員 ありがとうございます。

今回のこの駅周辺の調査事項に関して、どこかからか多分情報が漏れたのか、それとも情報がどこかから伝わったんだと思います。駅の西側だけの調査というふうに理解されているということで、駅東側の方から、江南駅周辺というのは東側も駅周辺ではないのか、大変に疎外感を味わっているということで私にちょっと質問がございました。その辺についてどのようなお考えか教えてください。

○都市整備課長 今回の委託の目的でございますけど、当然、東・西が駅にアクセスするところになります。そういった中、現状、非常に声を多くいただいている箇所といたしまして、やっぱり西側の今の混雑状況ということでございますので、まずは西側のほうの状況を把握したいということで今回上げておりますので、東側につきましては、今後、念頭に入れて検討が必要かと考えております。

○大藪委員 そもそもこの駅周辺、例えば雨の日になりますと渋滞が、当然西側が大変多いことはあるんですけども、その西側に流入する車の多くが1号踏切を渡って東側から入ってくる。私も雨の日で一番ピークの時間帯というので、そこへ、現場に行ったことがあります、何と江南高校のところまで渋滞しています。その信号を交差する道路も、かなりの範囲での渋滞。特に顕著な例としては、砂場の信号、ちょうどセブンイレブンがあるところ、あの辺りまで大渋滞を起こしています。これは東側の調査を入れなくてもよろしいんですか。

○都市整備課長 今回、概略検討委託位置図のほうに、踏切部分の交通量調



査も含めて入れさせていただいておりますので、あと周辺、特に図面の北側の江南2号踏切、こちらのほうも対象に入れさせていただいております。そういった中で、今御指摘いただいた例えば1号踏切の遮断とか、そういうことも今までお話がありましたので、そういった場合、ほかのそういう踏切にどういうふうに影響を及ぼすのか、そういうことも含めて検討していく必要があると思いますので、まず今回の交通量調査の中で、そういったことも含めて把握したいと考えております。

○大藪委員　　最後、要望になります。特に東側のロータリーのところ、西側が混雑すると、その余波が全部東側の小さいロータリーのほうに及びます。特にあそこの横断歩道は、江南高校の生徒はもちろん、古知野南小学校の子たちも往来し、旗当番をしているお母さん方に言わせると、雨の日は本当に怖いと。車がとにかく渋滞の中で横を擦り抜けていく自転車やバイクがいたり、大変怖いということで、何とかこちらのほうにも調査、そして将来的にはこちらのほうにも及ぶような駅周辺開発にさせていただきたいという要望がありましたので、お伝えして私の質問は終わりにします。以上です。

○副委員長　　では、委員長と交代いたします。

○委員長　　ほか質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようですので、続いて経済環境部商工観光課について審査をいたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長　　それでは、商工観光課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の94、95ページをお願いいたします。

94、95ページの下段、5款1項1目労働費、説明欄のすいとぴあ江南維持運営事業で、すいとぴあ江南指定管理に係る令和5年度から令和10年度までの期間、限度額5億4,275万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

はねていただきまして、96、97ページをお願いいたします。

96、97ページの上段、7款1項1目商工費、説明欄の地場産業活力向上事業といたしまして240万円の減額を、その下、企業誘致等推進事業といたしまして5万円の増額を、その下、曾本地区工業用地整備推進事業といたしまして731万5,000円の繰越明許費を、その下、商工業補助事業といたしまして41万2,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○片山委員 97ページの商工業補助事業41万2,000円、これですね。これは布袋サマーフェスタの補助金ですよ。その布袋サマーフェスタの補助金は前倒しで出すことができるという話だった。この表を見ると、23万6,000円を先に出しておいて、精算して41万2,000円が追加になったという、そういう考え方で。全く違いますか。

○商工観光課長 この商業団体等共同事業費補助金、当初予算で23万6,000円を計上させていただいております。こちらは江南サマーフェスタに参加する団体の補助事業として予定しておったものですが、サマーフェスタが中止になったことから、この執行がなくなりまして、同じ補助金を使って布袋サマーフェスタに補助金のほうを交付させていただくものでございます。その際に64万8,000円の補助金が必要であります。当初予算で計上させていただいた23万6,000円の分がございましたので、不足分として41万2,000円を今回お願いするものでございます。

今回、布袋サマーフェスタのほうに、概算払いのほうでは、この64万8,000円のほうを既にお支払いさせていただいておりますので、後日、この事業完了を基に精算させていただく予定でございます。

○片山委員 分かりました。64万8,000円、トータルでもう渡してあるということですね。了解です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 曾本の工業用地整備概略設計の繰越明許費についてですが、ほぼ行くぞにほとんどなっているわけなんですけれども、気になるのは、いろいろもちろんありまして、地元の農家さんですか、地主さんの中に、完

全に合意が取れていないということが依然として大変引っかかかっていて、最近、地元の農家さんのほうから私どものほうに、やっぱり不安があるというか、本当にこんなことをやっていいのかというような声も漏れ聞こえてまいりましたので、本当にきちんと地主の合意が100%取れた上で進むのか、進めることができるのかということ伺いたと思います。

○商工観光課長　　今後は地元のほうに対しましても改めて説明会等のほうを開催させていただきまして、皆様の御理解のほうをいただきながら事業のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長　　ほか質問は。

○掛布委員　　全然場所は曾本ではないんですけれども、近くに、155号線沿いの五条川の隣のところに名鉄の大きな配送ターミナルが最近オープンしました。そこは本当に大きな配送ターミナルで、驚くべき規模なんですけれども、農振農用地の地図を見ると、そこは前は農振農用地でした。そこは全く江南市が何の補助も出さず、一切補助金を出さず、名鉄の大型の配送ターミナルが進出してきたわけですけれども、そういったわざわざ埋蔵文化財の調査に巨額の経費と年月を費やさなくても、小牧インターのすぐ近く、特に155号線沿いというのは大変便利なところで、曾本よりさらに便利だと思います、155号線沿いは。その155号線沿いを主として開発を進めていくという、そういう方向性というのは検討されているのでしょうか。全くないですか。

○商工観光課長　　曾本地区につきましては、一団のかなり大きな土地でまとまってございます。そうした中で個別の開発等が進められますと、どうしても乱開発が進んでしまうことが想定されることから、市としてまとめて開発のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

市内で幾つか個別に企業が設置されることもあるかと思いますが、江南市としてこの曾本地区、この一団の優良な工業用地として開発可能な土地というものを市としては開発のために進めていきたいというふうに考えておりますので、この曾本地区工業地整備のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長　　ほかございませんか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

午前10時11分 開 議

○委員長 それでは、議案第62号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 ありがとうございます。

賛成者、挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第65号 令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について  
のうち  
経済環境部  
都市整備部  
水道部  
の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第65号 令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をいたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長 それでは、議案第65号 令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算認定のうち、商工観光課の所管について御説明申し上げますので、令和4年度一般会計歳入歳出決算書及び附属資料を御覧ください。

初めに、歳入でございます。

56、57ページをお願いいたします。

中段の14款1項4目1節労働使用料でございます。

次に、68、69ページをお願いいたします。

下段の15款4項6目1節労働費交付金でございます。

同じく最下段の15款4項8目1節商工費交付金でございます。

次に、72、73ページをお願いいたします。

下段の16款2項5目1節商工費補助金でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

下段の21款3項1目1節貸付金元利収入でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

最下段の21款5項2目11節雑入のうち、備考欄、商工観光課分、小規模企業等振興資金融資臨時利子補給補助金返還金ほか2項目でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

244ページ、245ページをお願いいたします。

中段の5款1項1目労働費につきまして、備考欄、就業相談等運営事業から246ページ、247ページ上段、すいとびあ江南施設整備事業まででございます。

次に、252ページ、253ページをお願いいたします。

最下段、7款1項1目商工費につきまして、255ページ備考欄の人件費等から、はねていただきまして、258、259ページ下段、江南市民花火大会補助事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　決算書の257ページ、あと成果報告書が171ページですけれども、商工業の補助事業についてお聞きします。

まずどういった、いろんな街路灯とかをやってみえると思うんですけど、この内容を少し教えていただきたいんですけど。

○商工観光課長　商工業補助事業でございますが、主に負担金、補助金等の

交付をさせていただいております。

初めに、街路灯等電灯料補助でございますが、これは各商業団体等が設置されております街路灯などに対する電気代の補助でございます。

続きまして、中小企業相談所補助金でございますが、こちらは江南商工会議所で運営されております中小企業相談所の運営に当たる費用に対する補助金でございます。

そして最後、江南市商店街連合会助成金でございますが、これは江南市の商店街全体の商店街連合会がございまして、こちらのほうで運営される事業に対する補助金をお支払いさせていただいております。

すみませんでした。商業活性化推進事業と工業振興対策補助事業でございましたので、失礼いたしました。

街路灯以外のものがございますが、商業活性化推進事業に関しましては、商工会議所が行っております商業活性化事業で、こちらはイルミネーション事業ですとか食のにぎわいづくり、スイーツフェスティバルなどが行われる事業に対する補助でございます。

そして、江南市工業振興対策協議会に対する補助ということで、こちらは工業対策関係の講演会ですとか講習会の運営に係る費用について補助をさせていただいたものでございます。失礼いたしました。

○石原委員　ありがとうございます。

この交付実績の中の団体さんを見ますと、大体前回と一緒の内容の方が見えます。本町に関しては今回ないと思いますけれども、これは大体決まっていますけど、向こう側から何か声かけがあってやってみえるんですかね。

○商工観光課長　毎年、この電灯料補助などに関しましては、事前に電灯料の支払いについて、こちらのほうで聞き取りをさせていただいて、事前の申込みのあったところに対して補助をさせていただいております。

○石原委員　ありがとうございます。

そういうことは、結局本町さんはなかったのは、今回はなかったという、単純にそれだけの理由ですか。

○商工観光課長　御要望をいただいておりますが、お答えはございません。

○委員長　ほか質問はございませんか。

- 掛布委員 成果報告書の169ページに安良地区への立地の実績ということで、企業誘致推進事業で6社の立地が決まっているというのがありますけれども、その事業実績を見ると、もう既に5社までは操業を開始されていますけれども、1社、社名未公表という、食料品製造業のところ、4段目ですね。令和元年12月に立地は決定しているんですけど、いまだに操業が開始されていなくて、社名も未公表になっています。令和元年12月というと、かれこれ5年になろうというところなんですけれども、一体これはどういうことになっているんでしょうか。
- 商工観光課長 こちらの会社でございますが、立地のほうを決定された以降、コロナの影響がございまして、その間、企業側のスケジュールが思いどおり進められなくなったということを伺っております。現在のところ工事に着手のめどがまだ定まっていないというふうに聞いておりますので、現在のところは操業開始等は未定ということですので、よろしく申し上げます。
- 掛布委員 そうすると、まだ未着工、まだいつになるか分からないということなんですけれども、地主さんとの関係では用地は取得をされて、取得済みで、あとは着工がまだめどが立たなくてできないという、そういう状況なんでしょうか。
- 商工観光課長 用地のほうにつきましては、既に地主の方とお話が済んでいるというふうに伺っております。
- 掛布委員 地主さんとのもちろん話は進んでいるんですけど、まだ用地取得、売買契約まではいっていないということなんですか。
- 商工観光課長 こちらのほうは既に用地買収が全て完了しておるというふうに聞いております。
- 掛布委員 それに関連して、決算書の257ページの企業誘致推進事業の負担金、補助及び交付金のところに、3番目ですね。中小企業再投資促進奨励金というのがあって、新規立地だけではなくて、20年以上江南市で頑張っている中小企業の皆さんに再投資を促進していただくという、固定資産税の減免も行って、本当にたくさん利用されているなと思いますけれども、よくよく奨励金の支給要件を調べたところ、20年以上ずっと江南市で頑張っている企業じゃないといけないというのは、それはいいにしても、中小

企業の場合、1億円以上の投資をしたものしか対象にしないよと。これは中小零細企業にとっては大変ハードルが高いと思うんですけども、実際、ここまで頑張って投資をしなければ援助がないということだと、本当にあえいでいるたくさんの中小零細企業にとっては手が出せない、もうちょっとこれのハードルを下げ、たくさんの企業が恩恵が受けられるようなふうに改良すれば、もっと喜ばれるんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○商工観光課長　　今、掛布委員さんが御紹介いただいた制度のほうは、企業再投資補助金のほうかと思われま。今回、こちらのほうで上げさせていただいてありますのは中小企業再投資促進奨励金ということで、こちらのほうは市内に5年以上立地している中小企業を対象とさせていただいておるものでございます。

中小企業に属する企業ということになりますので、資本金1億円というような要件とはまた別でございますので、よろしくお願ひします。

○掛布委員　　私が間違えて質問しちゃったんですね。そうすると、この中小企業再投資促進奨励金には、投資額の下限というかはないんですか。

○商工観光課長　　中小企業再投資のほうでございますが、先ほど言いました5年以上市内に立地する中小企業を対象であり、事業所の新設または増設に対するもの、もしくは償却資産の取得、ただこの場合に対しましては総額が2,000万円以上のものを対象とさせていただいております。

○掛布委員　　すみません、ちょっと不正確な質疑で申し訳ないです。

隣のページの決算書の255ページのほうで別のことをお尋ねしたいと思ひます。

中ほどにあります創業支援事業、成果報告書の166ページにも記載していただひいて、市街化区域内の空き店舗を活用して創業する事業者に対して創業までの開設費用を2分の1以内で補助したり、1年分の家賃の補助をするということ、じわじわと利用されているところが増えているようなので、それはとてもいい制度をつくっていただひいて、増えていっているということは要求にかなっていると思うし、市街地の空き店舗を活用していくということはいいと思うんですけども、これまでにこの制度を使って創業された企



業、その後順調に進んでいるのかなというのが気になるわけなんですけれども、これについては追跡をされているのでしょうか。

○商工観光課長　その後の経過でございますけれども、これまで創業していただいた方は多くございますが、そのうち1件が既に閉められたということは伺っておりますが、残りの方に関しましては引き続き事業のほうを運営していただいておりますというふうにこちらは認識しております。

○掛布委員　創業といってもいろんな業種があるんですけれども、どのような業種が、この支援の対象として多くされているのでしょうか。

○商工観光課長　令和4年度の創業された方でいきますと、喫茶店であったり学習塾、あるいは美容室、パンの製造などの創業をしていただいております。

○掛布委員　この創業支援事業の利用に当たって、何か創業支援事業計画というのに掲載されて、その中に盛り込まれていなくてはいけなくて、事実上、商工会議所から特定創業支援事業というふうに認められないと、この支援の対象にならないというのを聞いているんですけれども、せっかくいい制度なので、商工会議所が関わらないと認められないと駄目とかじゃなくて、そんな枠を取っ払って、市のほうで審査して要件に合えばどうぞというふうに、もっと間口を広げたらどうなんでしょうか。

○商工観光課長　やはり創業となりますと、その後の継続のこともしっかり計画の中に盛り込んでいただきたいというふうに考えておりますので、商工会議所等のそういった創業支援に向けての説明、支援、会議所等の協力をいただいた上での創業計画を立てていただいて順調な操業継続をしていただきたいと考えておりますので、会議所の創業支援のほうも必要と今のところ考えております。

○掛布委員　しつこくて申し訳ないんですけれども、そうすると創業される前から、これを受けようとする、商工会議所に加盟されていないといけないと、そういうことはないわけですか。

○商工観光課長　事前の加盟が必要だというふうには、こちらは聞いておりません。

○委員長　よろしかったでしょうか。

ほか質問はございませんか。

○須賀委員 成果報告書の158ページの中小企業の支援策が十分であると回答した事業所の割合が非常に低いんですけど、じゃあ十分でないという、何が不足しているから、どういう支援が必要だという、出されていないから十分でないというふうに考えてみえるんか、この辺は、その問題点というか何かありますか。

○商工観光課長 景況調査等で様々な御意見をいただいています。その中には、そのうちの一例でございますけれども、従業員の雇用の確保であるとか、あるいは事業の承継問題などの声もいただいております。

そして、事業の雇用に関しましては、中小企業の振興会議のほうにも諮らせていただきまして新たに補助金のほうもつくらせていただき、企業が就業説明会等に参加する際の補助金のほうを設けさせていただいておるところでございます。

また、先ほど申しました事業の承継問題、これに関しましては、今後、その承継に関する説明会ですとか、そういったものの実施ができないかということも現在検討しておるところでございます。

○須賀委員 確かに跡取りがないというか事業承継が難しいというものもあるということで、そういった支援というか、事業を売却しちゃう人も見えるし、そういった事業承継の説明会とか、そういう支援策とか、そういうセミナーとか、そういうのは行われていないんですかね。

○商工観光課長 市としては今のところやっておるものではございませんが、今後、新たに市のほうからも、そういった説明会などの開催のほうも検討したいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

ほか質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、続いての農政課ですが、休憩を挟んでからにいたしたいと思います。

では、暫時休憩。10時45分を再開といたします。よろしく申し上げます。

午前10時32分 休 憩

午前10時43分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、農政課について審査をします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長 農政課所管の決算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の14款2項4目1節農業手数料でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段の15款4項7目1節農業費交付金でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段やや下の16款2項4目1節農業費補助金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段の16款4項2目1節農業費交付金でございます。

次に、同じページ、下段の17款1項2目1節利子及び配当金のうち、備考欄、農政課分、江南市森林環境譲与税基金利子でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

下段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、備考欄、農政課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

下段の21款4項1目1節農業費受託事業収入でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目11節雑入のうち、備考欄、農政課分、農業者年金及び離農給付金支給業務代でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

中段やや下の22款1項3目1節農業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

246ページ、247ページをお願いいたします。

上段の6款1項1目農業費につきましては、247ページの備考欄、人件費等から、はねていただきまして、252ページ、253ページの下段、昭和用排水

土地改良区支援事業まででございます。

次に、その下、6款2項1目林業費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 すみません、歳入のほうから教えてほしいんですけども、決算書の80、81ページの下段のほうにあります受託事業収入ということで、農地中間管理事業受託収入ということで13万1,186円ですけども、この収入はどの事業に充当されているんでしょう。

○農政課長 こちらの収入でございますけれども、公益財団法人愛知県農業振興基金から農地中間管理事務の業務委託費として支払われているものでございまして、こちらのほうは中間管理事業の事務に対します職員の残業代のほうに充てております。

○掛布委員 そうすると職員の残業代という、江南市の職員が農地中間管理機構の事業を受託して、働いている職員ということでいいんですか。

○農政課長 中間管理機構から委託をされて、市の職員がその業務を行っているということです。

○委員長 よろしいですか。

ほか質疑はございませんか。

○掛布委員 ごめんなさい、一発で言えばよかったんですけど。

歳出のほうで、246、247ページのところです。備考欄の下のほうにあります担い手育成支援事業の負担金、補助及び交付金で、農業人材力強化総合支援事業費補助金という1,275万円があるんですけど、これは新規就農者に年間、5年限定で1人150万円の補助というのだと思うんですけども、前年度決算が1,570万円ということで令和4年度は前年度より大分減っているんですけども、新規就農者というのはやはり減ってきているということなんでしょうか。

○農政課長 この補助金を受けられる期間ですけども5年間になっておりまして、5年たった方はこの補助金の交付対象から外れるということでございます。ですので、減った分につきましては、5年終わられて新規就農者か

ら認定農業者のほうに変わられている方の補助金だと思われます。

○委員長　　よろしいですか。

○掛布委員　　そうすると、外れて5年たって交付対象じゃない方は、別の認定農業者とかいうののまた補助を受けるメニューとかはあるんですか。

○農政課長　　認定農業者に対しての補助金というのは特にございませませんが、認定農業者になっていただきますと、低利な国庫資金の利用ができますとか、農業者年金に加入された場合に政策支援加入としまして保険料の負担軽減などがございまして、そちらのほうの支援が国からございます。

○掛布委員　　大体毎年同じようなことをお聞きしているようで申し訳ないんですけども、150万円が出なくなった途端に、その先も自立して頑張れる方と、とても頑張れない方で、せっかく就農したけれども離農されてしまうという方もいらっしゃるわけなんですけれども、この補助対象から外れた方については、かなりの確率で離農されているのではないのでしょうか。

○農政課長　　この補助金を過去に受けられた方は、今のところ16名お見えですけども、実際離農された方は2名と聞いております。お一人は結婚して出産されたからと、もう一人は別の職業に就かれたということですけども、その方以外につきましては農業のほうを続けていただいております。

○掛布委員　　それは大変希望が持てると思うんですけども、ただ農地もないとか、今度、取得面積の下限が取っ払われて取得しやすいですけども、いろんな農業資材、農業機材の設備投資がないと就農継続は難しいので、農地だけではなくて。やはり継続的に市としても、せっかくこれを使って16人も就農されて14人がまだ頑張っておられるわけですから、きっと若手だと思しますので、継続して踏ん張っていただけるような何かのメニューを、若手就農者を支援するようなメニューというのをぜひ考えていただきたいと思います。

もう一点お尋ねしたい。いいですか。

○委員長　　どうぞ。

○掛布委員　　249ページの上のほうにあります肥料価格高騰対策事業なんですけれども、これは物価高騰対策の交付金を使ってやられた事業で、33万2,381円という大変少ない額の支援金なんですけれども、ほとんど会計年度

任用職員さんの人件費であって、支援金として渡されたのはたった8万8,973円という、何かやった意味があったんだらうかというような事業なんですけれども、これって交付を受けられた方というのは何人いらっしゃって、なぜこんなに支援金の額が少なくなってしまったんでしょうか。

○農政課長　　実際に補助金をお支払いした人数ですけれども、54名の方にお支払いしております。いまいち実績が伴わなかったことの原因としましては、この交付金を始める前から肥料のほうの価格が高騰しているということがニュース等でも広く知れ渡っておりまして、多分ですけれども、事前に購入をされた方が多かったのではないかということが一応想定されております。

○掛布委員　　ちょっとごめんなさい、今、課長さんの答弁がいまいち理解できなかったんですけど、要するに肥料の高騰を見越して事前にもう買っていたので、補助対象にはならなかったよという、そういうことですね。

○農政課長　　そのとおりでございます。

○委員長　　よろしかったでしょうか。

○掛布委員　　決算書の253ページの宮田導水路の関係の整備費用と維持管理費用であります親水・景観保全事業について伺いたいですけれども、成果報告書の177ページに宮田導水路の上部整備事業というのがあります。これは2つの事業ですね。市単独事業の側道整備、管理用道路の整備と、あと国、県、市が4分の1でやる、県の事業でやる、いわゆる遊歩道整備、植栽整備と、2つが関わっているんですけども、両方とも目標値に対して実績値が低いわけなんですけれども、どうしてこう実績値が低いわけなんでしょう。

○農政課長　　県事業で行っていただいています遊歩道の整備につきましては、前年、県のほうから計画のほうを聞かせていただきまして上げておるんですけども、実際、国からの予算等もございまして、予算内で県のほうが事業を行った延長がこれになったということでございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○農政課長　　すみません、市のほうですけれども、予算のほうを立てておりましたけれども、実際整備いたしまして幅員等が場所によって違うので、予算の範囲内で整備を行った結果、この延長になったということでございます。

○掛布委員　　何か予算の範囲内ということで、予算の範囲内で長さを調節し

ちゃっているみたいなどころがあるんですけど。

ちょっと疑問点が、財源として4,040万円の地方債というのがあるんですけども、この事業費の導水路上部整備事業の。これってどっちのほうに、どっちというか、国、県、市でやるほうと、市単独のほうと、この地方債を充当しているのは市単独事業のほうなんですか。

○農政課長 県営事業のほうでございます。

○委員長 ほかよろしいでしょうか。

○須賀委員 決算書の253ページ、森林環境譲与税基金積立金ということで、森林環境譲与税というのは毎年来ますんで、本来それを毎年使って事業をやっていくというのが原則だと思うんですが、江南市の場合、いつも使い残しというか基金に積んだりしているんで、要は、入ってくるのが分かっておるのであれば、毎年どういうふうに長期的に使っていくかとか、そういう計画ってないんですかね。

○農政課長 この森林環境譲与税につきましては、農政課のほうで、今ちょうどこの予算の時期に庁内で照会をかけておりまして、来年度に向けまして各課から使用する目的のあるものについて提出いただきまして、その結果を財政のほうに送っております。その中で財政と担当課とで協議の結果、来年度の予算計上されるものが決まっております。

○須賀委員 現状、その結果、毎年不用額が出て積み立てるという形になっておるんですけど、要はそもそも各課で使ってもらおうということなら、農政課でそういう方針を持って何かやっていくということの考えはないということですかね。

○農政課長 この使用目的は、あくまで農政課というよりも全庁的なものでございますので、全庁的に考えていくものではないのかなと思っております。

○委員長 よろしいですか。

ほか質疑はありませんか。

○掛布委員 申し訳ないです。先ほどお尋ねした決算書253ページの宮田導水路の維持管理をやっていると思われる親水・景観保全事業345万3,748円。これは上部整備をした宮田導水路上部のいわゆる維持管理経費ということで理解すればよろしいのでしょうか。

○農政課長　こちらの決算になりますけれども、今言われましたとおり、主に草刈り等の維持管理費で使っております。

○掛布委員　これは何かすごく最初から不思議で、そもそも宮田導水路というのは国のものですよね。この国の宮田導水路の上に蓋かけをして県事業で上部整備したら、あとの維持管理費は全部市でやると。国・県からも一銭も出ないよと。まだ途中で全部完了しておりませんので、これからどんどんその延長が増えていけば、年間345万円がさらに増えていって、ずうっと江南市の負担ということになってしまうんですけど、なぜ導水路の上を江南市のお金で維持管理しなきゃいけなくなってしまったのかという、すごい不思議なところを解説していただけないですか。

○農政課長　この宮田導水路の上部利用につきましては、もともとは国のほうが事業を行いまして宮田用水の所有するものですけれども、その上部利用に対しましては、宮田用水と江南市のほうが協定書を結びまして、そこで整備をしていくと。その後の管理は江南市が行うという協定に基づいて、江南市が維持管理をいたしております。

○委員長　よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて環境課について審査を行います。

少々暫時休憩いたします。

午前11時03分　休　憩

午前11時03分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、環境課について審査をいたします。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　それでは、環境課所管の決算につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算書の56、57ページをお願いいたします。

上段の14款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。



次に、60、61ページをお願いいたします。

中段やや上の14款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に、66、67ページをお願いいたします。

中段やや下の15款4項2目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金のうち、備考欄の環境課分と、その下の2節清掃費交付金でございます。

次に、72、73ページをお願いいたします。

中段の16款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のうち、備考欄の環境課分と、その下の2節清掃費補助金でございます。

次に、74、75ページをお願いいたします。

下段の16款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

次に、76、77ページをお願いいたします。

上段の16款4項1目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金、同じページの最下段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、備考欄の環境課分でございます。

次に、82、83ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金、同じページの最下段、11節雑入のうち、備考欄中段の環境課分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

228ページ、229ページの下段、4款1項2目環境保全費で、232、233ページの最上段まででございます。

次に、同じ232、233ページの上段、4款2項1目清掃費で、242、243ページの下段まででございます。

以上が歳出でございます。環境課所管の決算は以上でございます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員　成果報告書の40ページですね。良好な生活環境の創出というところの公害苦情件数というのがありますけれども、この中で、どんな内容の苦情があるか教えてください。件数が分かればそれも教えてください。

○環境課長　令和4年度の公害苦情件数269件ということですが、こ

のうち雑草に関する苦情が84件ございました。そのほか屋外燃焼行為が45件、それから悪臭に関する苦情が15件、騒音に関する苦情が19件、主なものとしてはこういったものになります。

○石原委員　ありがとうございます。

屋外のいわゆる野焼きという行為だと、45件はそれになると思いますけれども、今、どの地域が多いかという、北のほうがちよっと多いかなと思うんですけど、非常に私のほうにも苦情が入ってきまして、どういった指導をしてみえるのかちよっと教えてほしいんですけど。

○環境課長　基本的には通報があったらすぐ現場に出向きまして、消してくださいと、まず火を消してくださいという指導になります。基本的にはすぐ消していただいています、それで一旦収まるということになっております。それ以上になりますと、特に具体的な対策というのは今のところはない状況でございます。

○石原委員　分かりました。

これは提案になるのかも分かりませんが、例えば高齢者の方で独り暮らしの方、先ほどの雑草もありますけど、自分の庭の刈った草をいわゆる燃やしている方が見えるようで、そういったところ、その方は障害も持ってみえる方なんだけれども、例えばふれあい収集というのもあると思いますので、そういった提案というか、指導というか、そういうことはやってみえますかね。もししていなきゃ、そういうことをしていただきたいんですけど。

○環境課長　草木に関して今のふれあい収集と結びつけてということの事例が今のところはないんですけども、もしそういうケースがあれば、当然のことながら、ふれあい収集の御案内もできるように意識はしていきたいと思えます。

また、先ほど直接の指導以外に特にと申し上げましたけれども、年に数回、広報等では啓発はさせていただいております。

○委員長　ほかございませんか。

○掛布委員　成果報告書の42ページのところのリサイクル率ですけども、今、24.0ということで、かつての27.0から大分下がってしまって曇りマークになっております。かつては人口10万人以上都市、県内でリサイクル率が江

南市は2位ということで誇っていたわけなんですけれども、この24.0だと、しかも人口10万人を切っちゃっているんで10万人以上都市には所属しないわけなんで、それ以下の都市でいくとリサイクル率は非常に悪い位置に落ちてしまっているんじゃないかと思うんですけれども、現状はどうなんでしょうか。

○環境課長 分別が意識され始めた頃というのは、このリサイクル率というのはすごく大事な指標になっていたんですけれども、可燃ごみから資源ごみを抜き出してリサイクル率を高めるということだったんですけれども、最近といいますか近年、このリサイクル率というのはあまり重要な指標になっていない側面もありまして。というのは、集団回収というのが結構このリサイクル率に大きく影響してまして、民間での無料回収、ああいった段ボールだとか雑誌、新聞、ああいうものの回収が増えたことによって大きくこのリサイクル率に反映しているという、そういう側面があって今の現状に至っているという分析をしております。

○掛布委員 そうすると、質問のお答えになっていないんですけど、10万人を切った市町の中で江南市の位置は。

○環境課長 大変失礼しました。全体での今数字しか持ち合わせていないんですけれども、54市町村中で16番目のリサイクル率の順位となっております。

○掛布委員 要するに、最初に言われましたように、集団回収が減ってきて、それが分母、分子に影響するので、思ったようにリサイクル率が上がっていないという、そういうことで、多分、恐らく10万人以下の都市の中ではかなり悪いほうに順位が落ちているんじゃないかなと思います。成果の指標としてずっと上げ続けておられるわけなんですけれども、あまり当てにならないというか、本質が表れないような指標でしたら、この際、取っ払ってしまうとか、そういうことも考えられるのかなあとと思います。

続いて、ごめんなさい、もう一個お尋ねしますけれども、決算書の231ページの下段のほうにあります簡易専用水道等維持管理事業という174万9,962円というのがあって、ごめんなさい、これは何だろうなと思って全然分からないのでお聞きするんですけれども、人件費だけで、あと需用費も、備品購入費も、一切何もないんですけれども、しかも簡易専用水道の維持管理事業

が何で環境課に上がっているのかなというのが分からないんですけど、これは何でしょうか。

○環境課長　この簡易専用水道の維持管理事業というのはもともと県のほうの事業として、事務移譲で各市町村のほうに下りてきたということで、ちょっと時期が定かではありませんけれども、移譲を受けるというタイミングで関係各課で協議をした上で、環境課が受け持つということに決定をしたということでございます。

平成25年度に事務移譲を受けております。それ以降ずっと環境課のほうで、この事業を受け持っております。その内容というのが、市内に通常の水道以外の手法で水を供給しているというのが3パターンありまして、簡易専用水道、それから小規模貯水槽水道、それから飲用井戸ということで、規模の大きさによって、こういった種類に分かれているんですけども、そちらの点検が必ず1年に1回必要となっていて、その結果の報告を市のほうにいただいております。その結果を見て必要な指導だとか、それから管理を行っているという状況でございます。

○掛布委員　すみません、今いろんな、簡易専用水道だとか、飲料井戸とか、小規模、ごめんなさい、ちょっと聞き取れなかったんですけど。その3種類の井戸というのは、飲用に使っている水をくみ上げているから、それぞれの所有者の責任で点検をして市に報告があって指導しているという、江南市の水道、あるいは江南団地の専用水道以外にも、そういう簡易の水源でもって飲用に使っておられる方が市内にたくさんいらっしゃるということなんですか。

○環境課長　今の3種類の方の件数を申し上げますと、簡易専用水道が令和4年度末で99件、それから小規模貯水槽水道、こちらが384件、それから飲用井戸が13件という内訳になっております。

○掛布委員　また後で詳しくお聞きします。

すみません、成果報告書の40ページに、河川水質に係るBODの環境基準の達成割合ということで92.9%というのがあります。これを見ると、すごく目標値に比べて前進したぞみたいになっているわけなんですけれども、いわゆる毎年発表していただいている公害状況ですか、各河川のBOD調査をす

ると、そこらじゅうペケマークですよ。環境基準に達していない、合併浄化槽が十分に普及してなくて、下水道も十分に普及していない江南市ならではの悩ましい課題だと思うんですけれども、なぜこの92.9%という実態と乖離した実績値で晴れマークになっているのかな、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけれども、説明をしていただきたいと思います。

○環境課長　こちらの92.9%の数値になった根拠ですけれども、今回、点検をしている箇所というのが14か所あるんですけれども、その14か所の実績値ということで、令和4年度に関しては、そのうちの1か所に基準値オーバーの数値が見られたということで92.9%になったものでございます。

○掛布委員　これまで相当、年4回ほど検査していて、一番渇水期というんですか、水量が落ちる時期だと大体みんなペケマークがついていたと思うんですけれども、今回はそれが年4回のうちの1か所だけだったという、改善したということなんですかね、そうすると。

○環境課長　令和4年度に関してはそういうことになりまして、その1か所というのが12月に般若用排水の飛高町地内で基準値オーバーが出たという結果でございます。

○委員長　よろしいですか。

ほか質疑はございませんか。

○須賀委員　ふれあい収集事業について、成果報告書の81ページで、最初、要介護3以上でスタートして、それから2とか今1となっておるんですけれども、そもそも最初のスタート時の要介護3で、そういう独り暮らしで住んでいるという、そんな人が存在するのか、その辺、どういうことで3を定めたのか。たしかこれは特別交付税の対象になっておると思うんですけれども、支給要件については、特段、要介護の方とかというふうに規定がないと思うんですけれど、だから要支援の人でも、実質、交付税の対象になると思うんですけれども、何でここまで厳しい要件を定めてスタートしたのかということと、繰り返し繰り返し拡大はしておるんですけれども、そもそも対象者をどの程度見込んでこういう拡大をしていったのかというのを説明していただきたいんですけど。

○環境課長　2つほど御質問があったと思うんですけれども、まずここまで

どうして厳しく設定をしたかということについては、基本的には近隣の実施状況を調査して、対象者がこのぐらいいるだろうということでスタートをしております。ただし、結果として、そこまでに至らなかったという状況でございます。

考え方としては、要支援も交付税の対象になるということではありますけれども、江南市の考え方として、本当に支援を必要とする排出困難世帯を対象とすることが望ましいだろうということで、まずは要介護3から設定したと。ただし、繰り返しになりますけれど、そこまでいなかったので、取りあえずは要介護までは必要な方だろうということで1まで対象を拡大してきているという状況でございます。

当初の目標としては、こちらの目標値にあるように120世帯を想定していたところ、結果として21世帯だったということでございます。

○須賀委員　それでは、要介護1と要支援2との違いを御存じでしょうか。それを承知して、こういう規定を設けてみえるのでしょうか。その辺、例えば高齢者と事前に打合せして、その違いまで十分把握した上で設定してみえるか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○環境課長　私個人的に、高齢者生きがい課長と繰り返し電話で相談をさせていただいております。その上で、いろいろ包括支援センターなどにも出向きまして、懇談というのか、意向というのか、確認はさせていただく中で、あればいいよねというお話は実際聞いております。ただし、実情として要支援の方はお一人で動ける状態だよというお話も聞くところがあるということと、それから他の市町、春日井市だったかと思うんですけども、こういったふれあい収集の協議が関係課長会議の中であったりするんですけども、増え過ぎてちょっと対処し切れないというような、どのように各市町村、設定されてみえますかというような議論も行われつつある状況ですので、やっぱり慎重に検討していく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほか質疑はございませんか。

○片山委員　成果報告書の44ページのごみの適正な収集、運搬、処分という

ところなんですけれども、特定家庭用機器などの不法投棄というのが、私どもにもいろいろと問合せとか苦情が来たりもするんですけど、28件という形で目標に対して3割ほどなんですけど、それでも前年度よりも比較して減少したという形です。それを広報「こうなん」とかホームページで啓発を強化しつつ、監視カメラの利用とかパトロールの強化と書いてあるんですけども、この監視カメラの利用というのは、今も現在どこかでしているところがあるんですか、ちなみに。

○環境課長 令和4年度の実績でいうと7台保有しております、基本的には7台とも貸出しをして設置しているという状況です。

○片山委員 私、前に一般質問でそれをさせていただきましたもんね。

その監視カメラを設置して、そこで分かった原因というのはあるんですか、例えば不法投棄した現場が映ったよとか。抑制のためなのかな。

○環境課長 基本的には、このカメラの目的というのは抑止の方向に向けて設置をしているという考え方ですので、中を確認してということはここ近年ない状況です。

○片山委員 了解です。

最後に1つだけ、先ほどの44ページの最後の成果の課題と分析の一番最後の行のところに、資源ごみの収集体制の見直しについても引き続き検討と書いてあるんですけども、この収集体制の見直し、引き続きということは現状も検討していると思うんですけど、今現状こういった形で検討されていますか。

○環境課長 この収集体制の見直しということについては、まずは分別区分のスリム化といいますか、分別区分をリサイクル技術に影響のない範囲で減らしていくことによって迷わないような体制づくり、それからそこで捻出できる経費を何とかパトロールのほうに回せないかということで今検討しているという状況でございます。

○片山委員 分かりました。結構です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 すみません、決算書の237ページの中ほどにあります委託料の中の剪定枝等処理委託料です。いろんなものの分別をいろいろやればやるほ

ど、そういった分別経費、委託料が増えていくのは分かりますけれども、剪定枝等処理委託料と剪定枝運搬委託料と両方合わせて3,500万円近くかかっている、ここのところの委託料が本当に高く、もう少し安くないのかなあと思うんですけれども、この費用というのは最少の費用としてやむを得ない費用、経費として、これ以上安くはならないということなんでしょうか。

それともう一個は、かつて剪定枝の運搬に際して電気自動車を市で購入して貸し出すというようなことがありましたけど、計画の中で。それは実施されたのでしょうか。

○環境課長 この剪定枝等の処理委託、あと運搬委託に関しては、もう少し精査ができないか、一度じっくりと検証、検討をさせていただきたいと思えます。

それから、その浮いた費用でEVの貸出しということについては、現状こちらまで手が回っていないというのか、実施には至っていないという状況でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほか質疑はございませんか。

○掛布委員 すみません、241ページの一般廃棄物最終処分場のことについてお尋ねしたいんですけれども、ここの委託料のところを見て、最終処分場でのごみ選別等委託料が1,960万円という非常に高額になっております。最終処分場に運ばれたものを粉碎し、手選別をやっていただいていると思うんですけれども、まだそのような方法になっているのがこの高い原因なんでしょうか。

それともう一点、その1個上ですけれども、浸出水処理施設運転管理委託料というのがあります。この浸出水処理施設というのがかなり古くなっているような認識なんですけれども、これはいつぐらいまでもつんでしょうか。

○環境課長 まず、ごみ選別等委託料につきましては、実際、作業員4名ぐらいが手選別を行うという作業に従事しておりますので、主な経費としては、その経費になりますけれども、そこから破砕機のほうに特殊な機械ですくって投入するという特殊な車を操作するという作業と、破砕機を通る間もずっとチェックしていきます。不純物がないか、特に禁忌品がないかというの



を目視しながらチェックしていきます。最終破碎したものを埋立てのほうにトラックに積み込んで持って行って、埋立て作業をして覆土すると。その一連の作業がこの委託料ということになっておりますので、なかなか経費的にこれ以上削減ということになると、どこかで作業を省略しなきゃいけないということになるかと思えます。

それから、浸出水の機械については、昨年度、制御盤のケーブルが一部破損をしまして、大がかりな取替え工事というのは実際には発生しております。ただ、大がかりなケーブルの更新をしましたので、もう少しというのか、引き続き活用していくことになるかと思えます。ちょっと時期については何とも申し上げられませんが、よろしく申し上げます。

○掛布委員 最終処分場を本当に大事に大事に維持していただいているんですけども、最終処分場が満ぱんになるというのは当分大丈夫なんですか。

○環境課長 今のところの試算としては、あと10年ほどは大丈夫じゃないかというふうに考えております。

○委員長 よろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○委員長 牧野議員から、本件に関して委員外議員としての発言をしたいとの申出がございます。会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、牧野議員どうぞ。

○牧野議員 ありがとうございます。

成果報告書の42ページなんですけれども、先ほど掛布委員が質問されたんですが、リサイクル率という数値があまり意味をなさなくなっていると、近頃の状況からしますとという話を伺ったんですけれども、そうしますと資源回収において、ある町は進んでいる、あるいは遅れているというようなことを示す指標、あるいはその数値というのは何かあるのでしょうか。以上です。

○環境課長 今の資源回収というのが、集団回収という意味合い……。

○牧野議員 集団回収という意味合いで。

○環境課長　　ということであれば、コロナがはやる前の令和元年度までは、集団回収を行う実施団体が100団体近くありました。それが現状、コロナ禍に入ってから60前後の団体に減少しております、それが今も令和4年度まで継続という状況になっておりますので、そちらの集団回収が減少したということも大きくこのリサイクル率には影響していると分析しております。

○牧野議員　　ありがとうございます。

集団回収の団体の数が減っているというのが非常に重要だということも、ありがとうございます、理解しました。

1つ目の質問についてなんですけど、リサイクル率以外で、集団回収も含めて、資源回収というんですか、あるいはごみの収集で何らかの指標となるもの。一般的にリサイクル率というと、進んでいるというと、あのまちはごみ収集において進んでいるなというイメージが私にはあります。それに対して集団回収が進んでいることによってリサイクル率という数値自体が、この項目自体がそれほど指標として意味が減っているという状況において、ほかにも、新しい言葉ではないんですけども、リサイクル率のような言葉で各町の何か測るといような数値というのはほかにもあるのかどうかということをお尋ねいたします。

〔発言する者あり〕

○牧野議員　　そういったほかに。

○環境課長　　リサイクル率に代わるよい指標があるかということになりますと、なかなかちょっと思い当たるところもなく、実際にはこの成果報告書に掲げてあります一番最初の市民1人1日当たりの可燃ごみの排出量、これが大きな指標になるのかなと思います。こちらからいかに資源になるものを抜き出して可燃ごみを減らすかということが第一の目的ですので、そういう意味においては、この可燃ごみで比較をするというのが一番分かりやすいのかなというふうには思います。

○委員長　　ほかございませんか。

○環境課長　　すみません、大変申し訳ありません。

先ほど最終処分場の今後の見通しということで、私個人的に10年ぐらいはと申し上げたんですけども、今現在の推計としては、取りあえず令和10年

度までは活用できるだろうということになっておりますので、よろしくお願  
いします。

○委員長 減ったんですね。よろしいですか。

引き続き関連ですか。

○牧野議員 関連です。

1つ目の家庭系可燃ごみの排出量が一つの指標になるというのはありがと  
うございました。

となりますと、次に行くのは、人口1人当たりの排出量で見ると、江南市  
というのは現状、愛知県で見ると10万人以下でどれぐらいの順位というんで  
すか、どれぐらい、何位ぐらいなんでしょうか、位置づけ。

○環境課長 大変申し訳ありません。ちょっと今、そちらの指標までは持ち  
合わせておりませんので。

○委員長 後ほどそろいますか、時間があれば。

○環境課長 そうですね。

○委員長 それでは、後ほど示していただくことでもよろしいですか。

○牧野議員 はい、問題ございません。

○環境課長 すみません、また後ほど。

○委員長 それじゃあ後ほどお示してください。

ほか質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 ありませんね。

質疑もないようでありますので、続きまして都市整備部都市計画課につい  
て審査を行い……。

○経済環境部長 資料を持っているということですので、今お答えさせてい  
ただいてよろしいですか。

○委員長 それでは、引き続きお答えいただきます。

○環境課長 大変申し訳ありません。先ほどの牧野議員からの御質問のお答  
えですけれども、2021年度の実績になりますけれども、1人1日当たりの可  
燃ごみの量としての順位は、54市町村中5位ということになっておりますの  
で、よろしくお願ひします。

○委員長 牧野議員、よろしいでしょうか。

○牧野議員 ありがとうございます。

それは多いか少ないかというのは。

○環境課長 よいという意味の上位、少ないということの54市町村中5位ということでございます。

○牧野議員 ありがとうございます。

○委員長 質疑も尽きましたので、続きまして都市整備部都市計画課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長 都市計画課所管の一般会計歳入歳出決算について御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、令和4年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

下段の14款1項2目2節児童福祉使用料は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、56ページ、57ページ中段の14款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

下段の14款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページをはねていただきまして、64ページ、65ページ中段の15款2項4目2節都市計画費補助金は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、76ページ、77ページ中段の16款4項3目1節都市計画費交付金は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、78ページ、79ページ下段の19款1項1目1節基金繰入金で、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、84ページ、85ページ中段の21款5項2目11節雑入は、備考欄、都市計画課分でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、208ページ、209ページをお願いいたします。

208ページ、209ページでございます。

上段の3款2項4目児童遊園費でございます。

次に、ページをはねていただきまして、268ページ、269ページをお願いいたします。

最下段の8款4項1目都市計画費は、268ページ、269ページ最下段から272ページ、273ページ中段にかけて掲げております。

次に、ページをはねていただきまして、278ページ、279ページをお願いいたします。

下段の8款4項3目公園緑地費は、278ページ、279ページ下段から282ページ、283ページ下段にかけて掲げております。

以上、補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　成果報告書の46ページと決算書の270、271ページのところの公共交通維持確保事業の交通会議等委員謝礼に関してお尋ねします。

成果報告書の46ページにあります成果の状況で、1つ目、評価されていない棒線になっているところなんですけれども、「誰もが公共交通により市内の必要な場所に行くことができ、便利で暮らしていると感じる市民の割合」というのが、平成28年度の基準値で16.9%でした。これはいつもというか、総合計画の策定に当たっての市民満足度調査しかやっていないので、全然数字として出せないんじゃないかと思うんですけれども、現状、もう既に総合計画の見直しに向けて満足度調査をやり直されているはずで、結果としてももう持っておられると思うんですけれども、最新の市民の割合ですね、便利に感じている市民の割合というのはどれほどになっているんでしょうか。

○都市計画課長　総合計画の見直しは、ただいま来年度の見直しに向けて行っているところでございますので、都市計画課としましてはデータのほうはいただいている状況でございます。

○掛布委員　恐らく大変さらに悪化しているんじゃないかと思います。

次に、その2段目で公共交通に関する評価の回数ということで、1回ということで、地域公共交通会議を年1回、令和4年度もやりましたということ

だと思っんですけれども、公共交通会議で毎年やっていただいている公共交通の評価の目安として、市民1人当たりの公共交通の利用回数というのが毎年上がっているんですね。それは令和3年度、令和4年度はコロナ禍の影響と、そこから脱し切れていなくて、年間市民が公共交通を何回使ったかというの、たった9回という数字が出ていて、以前は11回と、まだ少し多かったんですけども、9回というすごい減っちゃっているんですけど、江南市にとっては9回なんですけど、周囲を見回して他の県内の自治体に比べて9回というのはどれほどの位置づけの回数なのか。むちゃくちゃ低いのか、程々平均並みなのかどうなのかという、そここのところを教えてくださいなんですけど。

○都市計画課長　こちらのほうの利用回数を他市のほうの利用回数との比較ではございますが、こちらのほうも地域の実態によって、大都市でありますとやはり回数等が日常的に使われているケースもございますし、やはり過疎地域になりますと使われている回数は格段に減るかと思しますので、一概に比較対照はできないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　一概に比較できないということですけども、それを比較する県内の比較表みたいなデータというものはあるんでしょうか。

○都市計画課長　今現在で持ち合わせている資料としましては、そういった調査を行っておりませんので、当方のデータではございません。

○委員長　ほか質問はございませんか。

○片山委員　すみません、ちょっと簡潔に言いますね。

質問というよりも要望になってしまうんですけども、私何度も言っていますが、54ページ、ごめんなさい、成果報告書。54ページの都市公園等の整備推進というところなんですけれども、これは今目標値、1人当たりの都市公園面積5.0平方メートル、実績5.0と。これはフラワーパーク江南のⅡ期工事が完成しちゃったんで5.0になっちゃったんですけども、今後、1人当たりの目標値5.0であれば目標達成という形になっちゃうじゃないですか。

ただ、あれ、北部のほうに都市公園が集中しちゃって、私のほうみたいに南部の人間からすると、達成しているような感じは全然イメージが湧かないんですね。だから、確かに課題と分析のところに書いてあるんで皆さんも分

かってみえると思うんで、ちょっと書き方とか目標値の出し方を今後検討のほうをよろしくお願ひしますという要望でございます。

○委員長　それでは、改善のほうをお願いして、ほか質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もございませんので、次に入る前に暫時休憩で、この後、休憩後の再開は13時10分を再開時間とさせていただきます。よろしくお願ひします。

午前11時48分　休　憩

午後1時10分　開　議

○委員長　それでは、午後からもよろしくお願ひします。

休憩前に引き続き、続きが都市整備課からですね、都市整備課から審査をさせていただきます。

当局からの補足説明ございましたらばお願ひします。

○都市整備課長　都市整備課所管の一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

決算書及び附属資料の56、57ページ中段の14款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、64ページ、65ページ中段の15款2項4目2節都市計画費補助金は、備考欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、68ページ、69ページ最上段の15款4項3目2節都市計画費交付金でございます。

ページはねていただきまして、74ページ、75ページ最上段の16款2項6目2節都市計画費補助金でございます。

ページはねていただきまして、78ページ、79ページ下段、19款1項1目1節基金繰入金は、備考欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、84ページ、85ページ、21款5項2目11節雑入は、備考欄中段、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、88ページ、89ページ下段の22款1項4目2節都市計画債でございます。

続きまして歳出でございます。

ページはねていただきまして、272ページ、273ページ中段の8款4項2目都市整備費で、278ページ、279ページ下段まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　成果報告書のまず52ページ、ちょっとこれ1つ分からなかったのので教えてほしいんですけど、52ページの成果と課題の分析のところに布袋駅西通線の整備計画の見直しと書いてあるんですけども、これってどんな見直しだったのか教えていただいてもいいですか。

○都市整備課長　布袋駅西通線でございますけど、令和4年度に整備ということで進めさせていただいておりましたが、駅西駅前広場等の関係がございまして令和5年度に繰越しをさせていただきましたので、令和4年度の整備完了実績といたしましてこういった数字の状況になったということでございます。

○片山委員　分かりました。

じゃあ日程的な見直しということですね。

○都市整備課長　布袋駅の西側の広場を整備いたしましたときに、暫定的に今の都市計画道路の布袋駅西通線を使用したということで繰越しをさせていただいたと、日程的なところでございます。

○片山委員　了解しました。

もう一個いいですか、質問。

そのページ1個前にしていただいて50ページのほう、成果報告書50ページの成果の状況の中で、駅の利用者の乗降客数とあるんですけども、これ江南駅、布袋駅の1日当たりの乗降客数、実績が3万1,471人と書いてあるんですけど、これ江南と布袋って別々で数字って分かりますか。

○都市整備課長　まず江南駅でございますが、3万1,471人のうち2万3,656人でございます。布袋駅につきましては、7,815人ということでございます。

○片山委員　ありがとうございます。

この成果の状況を見るに当たって、先ほど言った合計の数だとただ名鉄の



利用者の数になっちゃいますので、それもそれでありかもしれないんですけども、できればこれ、布袋駅と江南駅別々に2行にして分けていただくと今後分かりやすいのかなと私は思います。これは要望でございます。以上でございます。

○委員長 要望でよろしいですか。

○片山委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 成果報告書の88ページにあります市道東部第280号線の工事のところなんですけれども、決算書の273ページの下段にあります備考欄の最後にあります交通結節点整備事業の物件調査委託料のところの253万円とあるんですけれども、これ当初予算のときには物件調査委託は2件だったはずなんですけれども、決算では1件に減っているんですね。これ箇所は1か所物件調査委託減ったと思うんですけれども、その部分は繰越明許になった形跡もないし不用額にされている形跡もないし、どうなったのかなという。

○都市整備課長 こちらのほうでございますけど、当初予算のほうでは2件ということで予算のお願いをいたしまして、発注も2件で発注させていただきましたが、権利者の関係者の方がちょっと物件調査に同意をいただけないという状況でございますので、最終的に調査は1件ということで委託のほうも変更を行いまして1件分ということで執行させていただきました。

○掛布委員 物件調査委託で不用額を出しているということですか。不用額に入っているということですか、そうすると。

○都市整備課長 委託料の中の不用額に、その変更で減した分の金額が入っております。

○掛布委員 成果報告書の88ページに戻るんですけれども、布袋 t o k o + t o k o = l a b o 周辺あるいは布袋南部とか周辺の道路整備が今年度までですけれども一気に終わって、残っているのがこの市道東部第280号線だけで、ここに工事、最下段ですね、88ページの最下段に課題ということで市道東部第280号線の工事施工時期等について検討する必要があるというふうに書いてあるんですね。何でこんな要件になっているのかなと思うわけですけど、前から本当にこの道って要らないよねとずっと言い続けていたわけなん

ですよ。もう家がだ一っと詰まっているところをば一んとぶち抜いて、最後の市道東部第439号線のところには営業している歯医者さんまであって、その歯医者さんをどける費用、営業補償までとんでもないお金が必要になって、まだその費用は計上されていないと思うんですけれども、まだいまだに着工していない、物件調査をやっている状態で、もう t o k o + t o k o = l a b o を開業して、ここなくても何の不自由もないような気がするわけなんですよ。今からでも中止したらどうなんでしょうかね。

○都市整備課長　この市道東部第280号線につきましては、北側に都市計画道路布袋駅線、今言われた東部、南側の市道東部第439号線をつなぐ道路ということで、相互の基本的にはこの街区の中の幹線的な道路でございますので、この南北の軸として整備を進めているところでございます。今後につきましても、用地取得に努めて早期の完了を目指したいと考えているところでございまして、ただ、今回この事業につきましては、最終的な整備というのを令和8年、令和9年ということで今目指しているところでございますけど、ある程度一定の北側区間につきましては、現在御協力いただいている方にとってやはり利便性がよくなるということで、ある程度北側区間でも先行的に整備するような形で考えておりますので、ここにある課題にございます検討するというような課題の内容を記載させていただきました。

○掛布委員　これはこの道、市道東部第280号線を市道東部第439号線まで施工したとしても布袋本町通線と全く同じ状況で、この道の南側も北側もそこで行き止まりなんです、南も北も。それでだ一っと抜ける道ではなくて、しかも市道東部第439号線にぶち当たるところはまた国道155号線に近いものですから、そこをまた信号つけないととてもじゃないけど出入りができないという、物すごく意味がない道なんです。しかもべらぼうにお金がかかるということですので、本当に必要なところに、それこそ道路が傷んで大変だということもいっぱいあるわけですから、もうちょっとよく考えて事業を進めていただきたいなと言っておきます。

○委員長　御要望でよろしいですか。

○掛布委員　はい。

○委員長　ほか質疑はございますか。

○掛布委員　　もう一個すみません。

決算書の275ページの布袋駅付近鉄道高架化整備事業のところにあります委託料のところなんですけれども、布袋駅仮駅前広場清掃委託料であるとか、布袋駅東駅前広場清掃委託料とかが計上されております。江南駅前もたしか江南市の責任で清掃していたと思うんですけれども、布袋駅の西も東も江南市が清掃するというところに非常におかしなものを感じるわけなんですけど、布袋駅は、間を通路として西から東に通る高架下の部分もあります。この清掃について、名鉄と市の分担というんですかね、どこからどこまでは市の責任とか、どこからどこまではちゃんと名鉄がやるんだよとか、そういう区域分けというのはちゃんとしているんでしょうか。

○都市整備課長　　清掃を含めた管理ということでございますと、高架下の東・西、今言われたコンコースの部分につきましては市のほうで清掃も含めて管理をしておりませんので、あくまでも東・西の高架下以外の部分の広場の清掃のほうは市のほうで、清掃を含めて市のほうで管理しているというところでございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○掛布委員　　その下の工事請負費のところに布袋駅前便所建築工事費というものがあります。たしか令和4年度にこの布袋駅前トイレのネーミングライツパートナーを募集されたと思うんですけれど、その後の結果をお聞きしていないんですけれども、それはどうなりましたでしょうか。

○都市整備課長　　ネーミングライツに関しましては募集を行いました、応募されたところがございませんので実施には至っていないということでございます。

○委員長　　ほか、よろしかったでしょうか。

○須賀委員　　決算書の275ページの布袋駅エスカレーター維持管理事業、ちょっとお伺いしたいんですけれど、前たしか七、八百万円ぐらいかかっておったように思うんですけれど、これって今450万円ぐらいになっておるといことは何か安くなったんですかね、これ。

○都市整備課長　　こちらのほうは、今までの決算額から申しますと、令和3年から犬山方面のエスカレーターも完成しまして、そこからの金額でいきま

すと令和3年の決算額で申しますと407万5,996円でございます。今年度この金額ということなので、基本的には減少にはなっていないですけど、電気代とかそういうものを含めたというところでいくと少しずつ上がっているというような状況でございます。

○須賀委員　じゃあ僕の勘違いですね。最初何かエスカレーターを造ったときに、年間700万円か800万円ぐらいの維持管理費が必要になるというふうで聞いておって、実際そのぐらい払っておるんだと思っておったら、現実にはそんだけしか払っていないということですよ。よかったですか。

○都市整備課長　今後、まだエスカレーター自体も新しいものですから大きな修繕ございませませんが、ちょっとそういう部分は今後少しずつ増えてくる部分はあるかもしれないんですけど、今のところ特に主立った修繕の必要性があるとかということは名鉄のほうからありませんので。

○委員長　よかったですか。

○須賀委員　いいです。

○委員長　ほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようですので、続きまして土木課について審査を行います。

当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長　土木課所管の決算について御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、決算事項別明細書の56、57ページをお願いいたします。

中段の14款1項5目土木使用料のうち、1節道路橋りょう使用料と、すぐ下段の2節河川使用料でございます。

ページはねていただきまして、60、61ページの中段をお願いいたします。

14款2項5目土木手数料のうち、1節土木管理手数料の土木課分である証明手数料でございます。

ページをはねていただきまして、64、65ページの中段をお願いいたします。

15款2項4目土木費国庫補助金のうち、1節道路橋りょう費補助金でございます。

ページをはねていただきまして、78、79ページの上段をお願いいたします。

17款2項1目不動産売払収入のうち、2節土地売払収入でございます。

ページをはねていただきまして、82、83ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目雑入、11節雑入の土木課分は、ページはねていただきまして85ページ備考欄中段のコピー等実費徴収金及び道路橋りょう事業費負担金でございます。

ページはねていただきまして、88、89ページをお願いいたします。

下段の22款1項4目土木債のうち、1節道路橋りょう債でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、258、259ページをお願いいたします。

下段の8款1項1目道路管理費につきましては、ページはねていただきまして、260、261ページ中段に掲げております。

ページはねていただきまして、264、265ページ上段をお願いいたします。

8款2項1目道路橋りょう費につきましては、ページはねていただきまして、266、267ページ上段にかけて掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　決算書の266、267ページの上のほうにあります道路側溝・舗装等整備事業ですけれども2億8,551万1,600円ということで、予算額は3億円だったと思いましたが、足らん足らんと言いながらなぜ1,500万円も不用額が出ているのか。きっちり使い切ってほしいなと思うんですけど、なぜ不用額を出しておるのでしょうか。

○土木課長　こちら我々もなるべくぎりぎりまで使おうとは考えておるところでございますが、年度末に向けての予算残をつかむのがなかなか難しい状況の中で、新たに工期の期間を確保した工事の発注がなかなか難しかった状況でありますので、ちょっとこのような状況と、予算の執行残というのも請負差額というものがあってのこの金額になったものでございます。

○委員長　よろしいでしょうか。

○掛布委員 要望ですけれども、足りないところですので、きっちり使って有効に修繕を行っていただきたいと思います。

あと、265ページのところに道路維持管理事業とあって、土木整備員さんの会計年度任用職員さんの報酬が上げられていると思います。緊急のいろんな道路のくぼみであるとか何かおかしいことになっているとかというときに飛んで行って作業をして、その場でぱっぱと直していただける土木作業員さんは、今現在何人体制で働いていらっしゃるのでしょうか。

○土木課長 土木作業員といたしまして現在2名の職員がおります。そしてこの会計年度任用職員という者がおりましたが、途中でちょっと辞められてしまっておりますので、現在は職員としての2名が対応させていただいております。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかございませんか。

○石原委員 決算書261ページ、不法投棄物撤去事業について教えてください。

これは予算が63万5,000円に対して37万2,000円、前年度も57万9,000円ぐらいだったと思うんですけど、ここ減っていますけれども、まずこのどういった内容のものかということと減った理由をお教えてください。

○土木課長 こちらは、道路上などに不法投棄物があった場合に、その今おっしゃられました土木の作業員が現場へ行って収集しておりますので、その集まったものを定期的に処分する委託料になっております。

そして、この量につきましては毎年変動がありますので、ちょっと去年につきましては不法の投棄が少なかったということで、その傾向というのはちょっと具体的にはつかめていない状況であります。

○石原委員 ありがとうございます。

例えばどんなものが多いんですか、それは。不法投棄されているものは。

○土木課長 よくありますが、本当に通行があまりないようなところに不燃物とかが捨てられているというのが現実的なところであります。あと本当に袋に入ったものが道路をごみ箱と勘違いしてぽいぽい捨てちゃうというのもあるので、それをちょっと管理者としてきちんと拾いに行くということをお

応しております。

○石原委員 僕、実はお願いしておるんです。実は江南って山間とか林とか森ってあんまり少ないんだよね。でも島宮だったっけ、島宮に森がわさーつとあって、人が住んでいるか住んでいないか分からんようなところがあって、あそこにガラスの板とかそういうものがいっぱい落ちていて、いつもお願いしています。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑もないようですので、続きまして建築課について審査を行います。

当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 建築課の所管につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

事項別明細書の56ページ、57ページをお願いいたします。

下段の14款1項5目4節住宅使用料でございます。

ページをはねていただきまして、60ページ、61ページの中段をお願いいたします。

14款2項5目1節土木管理手数料は、備考欄、建築課分でございます。

はねていただきまして、66ページ、67ページの最下段をお願いいたします。

15款4項3目1節土木管理費交付金でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

最下段の16款2項6目1節土木管理費補助金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

16款3項4目1節土木管理費委託金でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページ下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入は、はねていただきまして85ページの備考欄中段の建築課分でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

少しはねていただきまして、260ページ、261ページをお願いいたします。

下段の8款1項2目建築指導費は、264ページ、265ページの上段まででございます。

少しまた飛びまして、282ページ、283ページの下段をお願いいたします。

8款5項1目住宅費は、284ページ、285ページ中段まででございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　決算書の261ページの一番下ですけど、備考欄の一番下ですけども、建築確認審査等事業ということで事業費が上がっていますが、今、建築確認審査はほとんど99%民間でやられております。市で建築確認審査するということはほとんどない状況だと思いますけれども、この建築確認審査等事業に273万円も上がっているわけですけど、これは市として何をやっていただいているということなんでしょうか。

○建築課長　委員おっしゃるとおり確認申請はほとんど民間のほうで、下りているという状況で、毎月、その民間の審査機関のほうからデータが来まして、その入力のを主にこの審査事業で行っております。確認のほうは出てくることは多少あるんですけど、ほとんど計画通知という公的機関が出してくるのが多いので、今のデータベースの整理等で行っているというこの予算でございます。

○委員長　よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようですので……。

○掛布委員　成果報告書の97ページにもありますけれども、なかなか耐震診断まではいっても耐震補強工事というのが進まないということが書かれています。その中で、例えば耐震補強が必要なところに啓発のダイレクトメールを送ったというようなことが96、97ページにあります。これは一体、どこ宛てにというか、どういうところにターゲットを絞ってダイレクトメールを送られたのかなということをお聞きしたいと思います。

○建築課長　こちらのダイレクトメールの送り先につきましては、耐震診断



を受けられて耐震がまだ診断結果が悪いところですね、そちらのほうに改修を行っていただけますかというダイレクトメールのほうを送らせていただきました。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○掛布委員　　すみません。

285ページの市営住宅維持事業の中の、285ページの上段のほうの委託料の汚水処理施設保守委託料というのをお聞きしたいと思います。

市営住宅の浄化槽については、維持管理費はそれぞれ入居者の負担ということになっていたと思います。ところがここに汚水処理施設保守委託料というものが上がっているわけなんですけれども、これは一体、浄化槽の保守委託ではないのでしょうか。

○建築課長　　こちらは合併処理浄化槽の保守委託でございます。

○掛布委員　　市営住宅の合併浄化槽の保守委託は、入居者の方々の負担でやるということではなかったんですか。

○建築課長　　一部、入居者の方に負担していただいている部分もありますが、基本的な保守については市のほうで行っております。

○掛布委員　　何かよく、一貫性がないような気がしますけれども、合併処理浄化槽、要するにそもそも本体が壊れたとか壊れそうとかいう場合は市の費用でやり替えて、ただ維持管理経費は住民さんという、入居者の共益費の中に含まれているのがどこでもそうだから、市営住宅もそういう扱いという答弁じゃなかったですか、今まで。

○建築課長　　こちら入居者負担につきましては、市営住宅の条例のほうに定めがありまして、汚物及びじんかいの処理に要する費用とか汚水処理施設の使用に要する費用ということで、消耗品等の使用については入居者の負担になるという形で定められています。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、続いて防災安全課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらばお願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課が所管する決算につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の54、55ページをお願いいたします。

中段の14款1項1目1節総務管理使用料のうち、備考欄の防災安全課所管の防災センター目的外使用料（職員組合）ほか1項目でございます。

続いて、68、69ページをお願いいたします。

中段の15款4項5目1節総務管理費交付金のうち、備考欄の防災安全課、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続いて、70、71ページをお願いいたします。

下段の16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備考欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金のほか1項目でございます。

続いて、76、77ページをお願いいたします。

下段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、備考欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

続いて、78、79ページをお願いいたします。

中段の18款1項1目1節総務管理費寄附金のうち、備考欄の防災安全課、寄附金でございます。

続いて、84、85ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入のうち、備考欄の防災安全課、放置自転車等売却代のほか1項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、122、123ページをお願いいたします。

下段の2款1項8目防災安全費、備考欄の人件費等から130、131ページの下段、備考欄の防犯灯補助事業まででございます。

次に、214、215ページをお願いいたします。

上段の3款4項2目災害救助費、備考欄の災害救助事業でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 決算書の124、125ページのところの上段から2つ目の地域防災計画修正事業のところに防災会議の委員報酬というものがありますけれども、防災会議には男性ばかりでなく女性委員を増やして、女性の視点から防災計画を立てていくようにということで前からもお願いしていたんですけれども、この防災会議の委員に女性は増えているのでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 令和4年度につきましては、委員25名中2人でございました。委員の任期は2年ということで今回変更ございましたので、委員が今28名、そのうち5名が女性ということで女性の委員の割合は多くなっております。

○委員長 ほかよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続きまして水道部下水道課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 水道部下水道課所管の一般会計に関わる決算について説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の66、67ページをお願いいたします。

上段の15款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金は、鹿子島及び神明排水ひ管操作委託金でございます。

次に、74、75ページをお願いいたします。

下段の16款3項4目土木費委託金のうち、2節河川費委託金は、青木川調節池などの県施設の操作委託金でございます。

次に、84、85ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目雑入、11節雑入のうち、備考欄の下水道課分、建物総合損害共済災害共済金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

266、267ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費は、266、267ページ中段から268、269ページ下段にかけて掲げております。

次に、284、285ページ中段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費、27節繰出金は、下水道事業会計への繰出金でございます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、続いて水道課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 水道課所管の決算について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

66ページ、67ページの下段をお願いいたします。

15款4項2目3節上水道費交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、歳出でございます。

242ページ、243ページの最下段をお願いいたします。

4款3項1目上水道費につきましては、備考欄、水道料金賦課等事業から244ページ、245ページの最上段、企業会計管理事業でございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時53分 休 憩

午後 1 時 53 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

挙手による採決ということで、議案第 65 号を挙手により採決いたします。  
本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**議案第 67 号 令和 4 年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○委員長 続いて、議案第 67 号 令和 4 年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市整備課長 議案書の 126 ページ、令和 5 年議案第 67 号 令和 4 年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

決算書及び附属資料 29 ページから 34 ページにかけまして、本事業の特別会計歳入歳出決算書でございます。

内容につきましては 385 ページをお願いいたします。

本事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書で御説明させていただきます。

ページをはねていただきまして、386、387 ページをお願いいたします。

歳入は、1 款使用料及び手数料から 5 款諸収入まででございます。

ページをはねていただきまして、388、389 ページをお願いいたします。

歳出は、1 款総務費、下段、2 款土地区画整理事業費は、388、391 ページまででございます。

392 ページには実質収支に関する調書を掲げております。

以上、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 掛布委員　　成果報告書の90ページにもありますけれども、令和4年度で土地区画整理事業において予定した工事は全て完了したということで、あとは換地処分が、事務手続残るのみとあるわけなんですけれども、先日、委員協議会でしたか、計画変更の説明があったんですけれども、もう最終あれで締めという工事額については、総額83億円ぐらいだと思ったんですけれども、それで終了ということによろしいのでしょうか。
- 都市整備課長　　御説明させていただきました第7回の変更でございますけど、事業計画の変更といたしましては第7回で最終ということになります。実際の歳入歳出の金額につきましては、最終締めた時点での実精算ということになります。
- 掛布委員　　そのときも申し上げましたけれども、鉄道事業者が負担すべき土地区画整理事業における負担金というのは、計画当初は1億6,200万円だったはずですが。最終の第7回変更まできてゼロになって、全く名鉄は一銭も出さないで終わると。それに合わせるようにして工事費の歳出部分が微妙に合うように少しずつ減額されて6,400万円分の事業費が減額になっているという、これは名鉄があまりにも横暴過ぎるというか、市があまりにも名鉄に弱腰過ぎるんじゃないかと思います。駅前の清掃であるとかエスカレーターの負担であるとか、様々に本来名鉄がやるべきことをやらずにして、最終的に駅前が非常によくなって、名鉄の乗降客の利便性が高まるにもかかわらず、開業に合わせて土・日駅無人化というようなそんなことまでされて、負担金はゼロになる。あまりにもちょっとひどいやり方だと思いますが、これまで名鉄に対して一体どういう交渉をしたらこんなゼロになるようなことになったのか、きちんとちょっと説明していただけないでしょうか。
- 都市整備課長　　名鉄の負担金につきましては、区画整理事業の中で駅の西側広場の部分の整備に係る負担を求めるものでございます。そういったところ名古屋鉄道とこれまで高架事業を含めまして、そういった中で整備に係る負担金について何度か支出していただけないかということは、機会あるごとに御相談をさせていただいておりますが、結果的に令和6年度で区画整理事業のほうは一定の完了を迎えるというところで、第7回の変更の前にもそういったお話はさせていただいておりますが、名鉄から最終的にいいお返事が

なかったということで、第7回の変更で落とさせていただいたという経緯で  
ございます。

○委員長　ほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし  
ます。

暫時休憩いたします。

午後2時00分　休　憩

午後2時00分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されま  
した。

---

#### 議案第70号　令和4年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定 について

○委員長　続いて、議案第70号　令和4年度江南市水道事業会計利益の処分  
及び決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　議案第70号の御  
説明の前に、令和4年度決算に係る主要施策の成果報告書に記載誤りがござ  
いましたので、御説明させていただきます。

委員長に許可をいただきまして事前にお配りしました資料の76ページをお  
願ひいたします。

水道施設の整備と水道水の安定供給でございます。

77ページをお願いいたします。

5. 施策の実現手段となる事務事業の評価結果のうち、1. 施設維持管理

事業の令和4年度決算額4億6,820万8,651円とございますが、正しくは1億6,831万5,651円でございます。訂正の理由といたしましては、令和5年度に繰越しをいたしました事業費を誤って計上したためでございます。

76ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

この訂正に伴いまして、2. 決算額のうち令和4年度の事業費16億8,826万8,040円、一般財源13億3,268万2,640円、うち政策的事業6億7,440万4,107円が、それぞれ13億8,837万5,040円、10億3,278万9,640円、3億7,451万1,107円となるものでございます。おわびして訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、令和4年度決算に係る主要施策の成果報告書におきまして記載誤りがありましたことにつきましては、定例会最終日に改めて私から訂正及び陳謝させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第70号について御説明申し上げますので、議案書の129ページをお願いいたします。

議案第70号 令和4年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について御説明させていただきます。

別冊の令和4年度愛知県江南市水道事業会計・下水道事業会計決算書及び事業報告書の5ページをお願いいたします。

令和4年度愛知県江南市水道事業決算書でございます。

はねていただきまして、6ページ、7ページの令和4年度江南市水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、18ページ、19ページの注記まででございます。

なお、14ページには令和4年度江南市水道事業剰余金処分計算書（案）を掲げておりますので、よろしくお願いいたします。

21ページをお願いいたします。

令和4年度愛知県江南市水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、22ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、40ページ、41ページの5. 附帯事項まででございます。

43ページをお願いいたします。

令和4年度愛知県江南市水道事業その他決算附属書類でございます。



はねていただきまして、44ページの1. 令和4年度江南市水道事業キャッシュ・フロー計算書から、少しはねていただきまして、54ページから59ページの5. 企業債明細書まででございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません、決算書の38、39ページに契約内容の中の委託契約がありますが、その一番下の表の下の段に上下水道料金システム改修委託とあって、その内容が適格請求書等保存方式導入に係るシステム改修ということで、インボイス導入に関わる改修で、いわゆる今後インボイスを、江南市水道事業として取引相手である事業者インボイスの提供を、適格請求書の提供を求めるということだと思ふんですけども、これまで取引相手、契約先である事業者の中に免税業者だったところはなかったのか。また引き続き免税業者でやっていくというところがあれば、ちょっとこれは江南市の対応であるとその業者にとって大変不利なことになると思ふので、どういう状況になっているかちょっと教えていただきたいと思ふます。

○水道事業水道部水道課主幹 すみません、この委託内容でございますけれども、これは我々水道事業がお客様に向けて発行するものをインボイス化するということで、決してうちが発注する事業者さんに向けてのインボイスの請求書を発行してくださいという旨ではありません。

また、インボイスについて取引事業者さんともよくお話ししているんですけども、今のところ免税事業者さんは把握しておりません。よろしく願いします。

○委員長 ほか質疑はございませんか。

○掛布委員 決算書の32ページのところに収益的収入に関する令和3年度、令和4年度の比較がありまして、その中の3行目、受託工事収益というのが前年度に比べて266.6%という、その下の他会計負担金というのも111.2%になっております。ちょっと大変な増え方だと思ふんですけども、その原因というのはどこにあったのか教えてください。

○水道事業水道部水道課主幹 まず、受託工事費の収益増ですけれども、こ

れは主に本庁舎、本庁のほうで給水工事を行うときに水道のほうで工事を発注して、後から負担金として入れていただくわけですが、今回大きかったのは、国の事業ですが、フラワーパーク江南への給水工事と、あと布袋駅東の t o k o + t o k o = l a b o の給水工事、大きな給水工事2件ありましたので、令和4年度は令和3年度と比べて増えているということです。

また、他会計負担金のほうの増は、主にこれは簡易消火栓の工事をやると、簡易消火栓ですね、消火栓の小さいほうとか簡易消火栓の修繕をやった場合に消防のほうから負担金いただいているんですけども、その消火栓の修繕が多かったということです。

○掛布委員　　その他会計負担金の額の計上の仕方ですが、例えば工事費の収益でしたらこれだけ収益が上がったということでその額を上げるわけですが、その簡易消火栓の改修をやったらこれだけの他会計負担金という、何か数字に根拠らしいものが見当たらないような気がするんですけど、どうやってこの数字というのは上げていただいているのでしょうか。

○水道事業水道部水道課主幹　　簡易消火栓の修繕というのは、さっきの増えた原因の一番大きな簡易消火栓の修繕なんですけれども、やっぱり年々変わると言いますか、改良工事をやる時なんかにもついていけば当然そこもやっていますので、それで年度ごとにずれがあるということですけれども、はい、お願いします。

○委員長　　よろしかったでしょうか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　　今回、簡易消火栓のほうで特に大きかったんですけども、予算で大体これくらいということ予算上げさせていただいておるんですけど、改良工事、水道工事なんかをやりますと既設で水道に乗っかっておる消火栓等がありますが、それを一旦外して、また新たに消火栓を新しいものをつけたり、あと地元のほうから御要望いただいて、地上式の消火栓を地下式にしたりしたことによりまして、予算よりもたくさん多めに簡易消火栓の設置をしたというところで、その工事費を消防署のほうからいただいているところから、今回負担金のほうが多くなっているということになっております。

○掛布委員 分かりました。

要するに実際にかかった費用と消防署からもらった費用の差額が収益としてここに上がっているという、そういうことでよろしいですね。

○水道事業水道部水道課主幹 差額というか、かかった分をこちらで入として入れていまして、うちが支払うほうはこの費用に関する支払いの費用のほうで支払っていますので、差額ではないです。

○掛布委員 すみません、ついでに言ってしまいます。

決算書の28ページの基幹管路更新工事の2つの工事費が、工事名が上がっているんですけども、ここに県費補助事業という頭がついていて、県費補助事業基幹管路更新工事という名前がついているんですけども、県からの資本的収入でいただいている県補助金というのは、それぞれの工事費の何%とか、いわゆる一般会計でよく言う何分の1補助とかいうそういうものじゃないと私はこの県補助金の内容を思っていたんですけども、何か28ページでいくと県費補助事業ということで書いてあるんですけども、ちょっとどうということなのか説明していただきたいと思います。

○水道事業水道部水道課主幹 この愛知県生活基盤施設耐震化補助金というものがこの県費補助金に当たるわけですけども、この補助金は、対象事業費に4分の1を掛けた額が補助金としていただいているので、それがその計算式といいますか決めになっております。

○委員長 ほか質疑はございますか。

○須賀委員 決算審査意見書の101ページで、供給単価と給水原価の表があるんですけども、令和4年度の販売利益が極端に減っておるということは、何かこれコロナか何かの影響で変わったのかちょっと説明をお願いしたいんですが。

○水道事業水道部水道課主幹 供給単価が減少した主な理由は、物価高騰に伴う水道料金の基本料金を6か月免除いたしました。この6か月の免除分が給水収益からなくなっております。その代わり営業外収益ということでその6か月間免除した金額を一般会計のほうから繰り入れております。

○須賀委員 それでは、その一般会計から繰り入れたということがなかったとしたら、通常、例えば令和4年度のその供給単価とかそういうほかの数

字に、どういう数字に変わってくるかちょっと教えてもらえますか。

○水道事業水道部水道課主幹　基本料金の免除を行わなかった場合は、単純に供給単価が給水収益に約1億4,000万円ほど乗っかってきますので、供給単価は約139円となります。やはり昨年と比べると給水原価のほうは上がっておりまして、実際の給水量も若干ですけど減りがありますので、営業的にはちょっと悪い数字になってくるかなというところですよ。

○委員長　よろしいでしょうか。

○須賀委員　はい、ありがとうございます。

○委員長　ほかございますか。

○掛布委員　22ページの概況のところの下から5行目のところに地下水揚水量と県水受水量があって、県水依存率40.2%とあります。ごめんなさい、すぐ忘れてしまうんですけども確認なんですけれども、地下水の揚水制限というのが令和8年から何か厳しくなって、それ以降はぐっと今よりも揚水量を下げた抑えないといけないというはずだったんですけども、それまではじゃんじゃん今と同じようにくみ上げてよいという、そういうことでよかったのでしょうか。

○水道事業水道部水道課主幹　変更事業認可を取るときに、令和8年から1万2,800立方メートルというふうで事業認可を取っていますので、それまでは現行どおり使えます。

ただ、今年度繰越ししてまだ工事のほう完了しないんですけども、県水が増えることによって下般若の配水ポンプの増設工事を行っていますので、ただやっぱり一遍に切り替えると水の流れが大幅に変わって濁水等の費用が出る可能性があるもんですから、その辺は配水ポンプの増設が終わり次第、徐々にちょっと調整はしていきたいと考えております。

○掛布委員　その県水、揚水量が減ることも大変ダメージになりますけれども、今、県水を値上げしようという動きがありまして、このタイミングで県水依存率が放っておいても高くなってしまいうときに県水の値上げの動きというものもあるんですけども、江南市への影響というのはどう考えればいいのでしょうか。ちょうど何か料金の2回目の改定をやろうとしているタイミングなんですけれども。

○委員長 行けますか。答えられますか。

○水道事業水道部水道課主幹 確かに県水のほうの値上げというのは報道にも出ておりましたとおりに検討がされております。主に動力費の増加による経営の圧迫ということになっておりますけれども、具体的に何%上げるだとかいつから上げるというのはまだ正式には決まっております。やはり掛布委員おっしゃるとおり、県水、今年度は3億3,000万円ほど使っておりますけれども、当然そこに乗っかってきますので、自己水使うよりは県水を買ったほうが高く費用がかかってしまうということです。

今、県のほうへの料金改定に係る要望書というものを、愛知県下で合同で緊急要望を出していこうということで検討がされているところでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○掛布委員 すみません、引き続き24ページの経営指標に関する事項というところについてお尋ねします。

以前までは、以前というか昨年度までは、もう1年前まではこの概況の中に経営指標に関する事項の注釈とか経営指標の推移というこういった表はついていなかったと記憶しているんですけど、それでよろしいでしょうか。

○水道事業水道部水道課主幹 昨年度から載せるようになっております。

○掛布委員 ちょっと例えば経常収支比率とか料金回収率という、ちょっと不勉強で、一般会計とは違うこの経常収支比率の定義とか、いきなりこう上がっていても何のことやらぴんときないというか、ということなので、載せるのであればその注釈、計算式ですね、それも入れていただきたいと思いますが。

○委員長 要望でいいですか。

○掛布委員 はい。

○委員長 じゃあ要望ということで。

ほかございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午後2時22分 休 憩

午後 2 時 22 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第70号についてお諮りいたします。

初めに、利益の処分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、決算認定についてお諮りします。

採決をいたします。本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### 議案第71号 令和4年度江南市下水道事業会計決算認定について

○委員長 続いて、議案第71号 令和4年度江南市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 議案第71号の御説明の前に、令和4年度決算に関わる主要施策の成果報告書に記載誤りがございましたので、御説明させていただきます。

委員長に許可をいただいて事前にお配りいたしました資料の68ページをお願いいたします。

雨水流出抑制機能の強化と河川・排水路の改修整備でございます。

3. 成果の状況のうち、雨水貯留浸透施設設置費補助金申請累計件数の実績値1,426件とございますが、正しくは1,343件でございます。この訂正に伴いまして、達成状況は70.9%曇りマークが、66.8%雨マークとなるものがございます。

続きまして、成果報告書の33ページをお願いいたします。

第4章、施策評価の結果でございます。

1. 結果の概要、(1)分野ごとの成果の達成状況のうち、1のまちづくり分野の成果の達成状況の評価につきまして、曇りマークが5件から4件に、雨マークが1件から2件となり、合計につきましても、曇りマークが22件から21件、雨マークが26件から27件となるものでございます。

おわびして訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

また、令和4年度決算に関わる主要施策の成果報告書におきまして、再誤りがありましたことにつきましては、定例会最終日に改めて水道部長から訂正及び陳謝をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第71号について御説明申し上げますので、議案書の130ページをお願いいたします。

議案第71号 令和4年度江南市下水道事業会計決算認定について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊の令和4年度愛知県江南市水道事業会計・下水道事業会計決算書及び事業報告書の61ページをお願いいたします。

令和4年度愛知県江南市下水道事業決算書でございます。

はねていただきまして、62ページ、63ページの令和4年度江南市下水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、70ページ、71ページの注記まででございます。

続きまして73ページをお願いいたします。

令和4年度愛知県江南市下水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、74ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、91ページの5. その他まででございます。

続きまして、93ページをお願いいたします。

令和4年度愛知県江南市下水道事業その他決算附属書類でございます。

はねていただきまして、94ページの1. 令和4年度江南市下水道事業キャッシュ・フロー計算書から、少しはねていただきまして、110ページ、111ページの5. 企業債明細書まででございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　決算書の90ページのところに一時借入金の概況とあります。昨年度から一旦水道事業会計から2億円ぐらい借り入れてしのぐというようなことがありましたが、令和4年度は3億1,000万円とまた借入金の額が増えているような気がします。今後、これも当面続いて、額も増える可能性があるというふうに考えればよろしいのでしょうか。この借り入れた時期というのはいつだったのでしょうか。

○委員長　暫時休憩します。

午後2時30分　休　憩

午後2時45分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当局のほうから答弁よろしくお願いします。

○水道部下水道課長　すみません。

一時借入金につきましては、市の下水道事業会計におきまして短期的な資金の不足が生じるおそれがある場合などに、江南市水道事業短期資金貸付要綱に基づきまして水道事業から貸付金を借り入れるものでございます。下水道事業における財源のうち多くの部分を占めます企業債の借入金や国庫補助金などの収納時期が3月年度末に集中しているなど、その収納時期までの間、工事費用などの支出に対し一時的に資金の不足するため借り入れるものでございまして、経営状況が悪いからというわけではございません。

今後につきましても、当面の間は一時借入金が必要になると考えております。

○委員長　よろしかったでしょうか。

ほか質疑はございませんか。

続きありますか。

○水道部下水道課長　1つ答え忘れておりまして、時期ですが、令和5年3月17日から3月31日までの14日間借入れしておりました。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほか質疑はございますか。



○掛布委員 76ページのところに、概況の中で経営指標に関する事項とありまして、水道事業のときも申し上げたんですけど、水道事業ならまだともかく、下水道のような一般会計からの法定外、法定内繰入金をじゃぶじゃぶ注いでもらってやっている下水道事業で、このような経費回収率が50%しかないとかいって、もっと健全化のために値上げせなあかんということをこんなところにうたうというのはいかがなものかと。下水道事業の特性で、幾ら頑張ったって当面は無理なものは無理ですから、こんなところで企業会計だからといって同じような扱いで使用料収入を上げようということにつながるような、誘導するようなこういう記載というのはいかがなものかと思います。これは意見ですけれども。

それで水洗化率が74.6%ということですが、供用開始後の区域の未接続世帯というのは何世帯というのをつかんでおられて、そこへの普及促進というのはやっけていかれていると思うんですけども、実際何世帯あるのか。

○水道部下水道課長 未接続世帯につきましては、処理区域内排水戸数から排水戸数を差し引いた数字になりますので、1万9,021戸から1万3,827戸を引きました5,194戸になります。

○掛布委員 ちょっとすごい大変なことですが、そこに対して接続のお願いというのをやっていただくと同時に、そもそも今下水道の普及率が42.8%ですが、計画区域全部やっても50%には達しない中で、全部とことん計画区域供用開始して、そこがほとんど100%に近いだけ接続していただいたとしても、この経費回収率というのは到底水道のようにはいかないと思うんですけども、どんな見通しなんでしょうか。

○水道部下水道課長 経営戦略のほうの見通しで申し上げますと、令和12年度に経費回収率は94.5%となる見込みでございます。

普及率は、令和12年度に45.3%になる見込みでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○掛布委員 普及率が今の計画区域いっぱい全部供用開始したとして45.3%がマックスと。もうそれ以上普及率は上がらないよと、そういうことですね。頑張ればその時点で、経費回収率が94.5%になる見込みという、そういうことなんですね。分かりました。

○委員長　ほか質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 53 分　休　憩

午後 2 時 53 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 行政視察について

○委員長　続きまして、行政視察の内容に入りたいと思います。

行政視察のほうを議題といたします。

資料をタブレット端末に配信しておりますので、御覧ください。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして正・副委員長に一任していただけており、そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

まずは日程からです。日程が10月18日水曜日から10月19日木曜日までの1泊2日であります。

視察先と調査内容につきましては、10月18日水曜日はソフトバンク株式会社、本社です。地域に合った最適な公共交通インフラの構築に向けてをテーマに、翌19日木曜日は群馬県富岡市でデマンド型乗合タクシー「愛タク」に

ついてを、それぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ありがとうございます。御異議なしと認めます。それではよろしくお願いいたします。

なお、詳細な資料につきましては、来月上旬までには事務局から届けさせますので、視察当日にお持ちくださるようお願い申し上げます。

---

### 研修会について

○委員長　続きまして研修会、今年度の当委員会の研修会についてを議題といたします。

この件につきましては6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を正・副委員長までお知らせいただくようになっておりましたが、現在特に決まっておられません。そこで、委員長案ということで私から御提案をさせていただきたいと思います。

テーマといたしましては、防災の関係となります。東日本大震災から学ぶ防災対策ということで、南海トラフ大地震を見据えた防災対策について、東日本大震災を実際に経験された方を講師に招き、体験談を基に市としてどのような準備が必要なのかなど御講義をいただけないか検討しております。

講師の方は糸日谷美奈子さんという方で、東日本大震災の当時には岩手県内で中学校の教師をしており、中学生約250人の子供たちと避難をしたという経験がございます。現在は教師を退職されておりますが、退職後に防災士の資格を取得され、御自身の体験を基に各地で地域に根差した防災教育を行っていらっしゃいます。

私の知る限りこの方に関しましては、すぐ近くの小学校では多くの方が学校ごと津波に飲み込まれ、多くの子供さんが犠牲になったその近くの中学校で、ふだんから津波に際して、来ることを案じて実際に避難訓練をよくやっていたという方です。これはちょっとほかから聞いた話ですが、その当時は何か変わった人だなあと、そんな津波は来ないんじゃないかというふうに言

われていたんですが、実はそのおかげでこの津波のときの避難行動が大変早く済んだものですから、子供たち全員を守ることができたということから、たまたま私の知り合いからフェイスブックがつながり、御本人に連絡を取ったところ、そういった学校関係のお話やら、どんなようなことをふだんからやっていたかというようなことがお話しできるということで、この方に打診をしました。

つきましては、ただいま御案内させていただきました研修会の案について進めさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

御異議もないようでありますので、この案で進めさせていただきたいと思っております。

なお、講師の方の都合もありますので、その場合は正・副委員長に御一任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありがとうございます。

御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただき、後日御報告させていただきます。

---

## 市民と議会との意見交換会

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、令和6年1月または2月に各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所などについては各常任委員会で検討していくことに決定いたしました。8月17日に開かれました各派代表者会議におきまして、その結果が報告され了承が得られたとのことであります。

これを受けまして、本日皆様に御協議をお願いするものでございます。なお、団体との意見交換会の過去の実績をタブレット端末にも配信しておりますので、御参考にしてください。

それでは、対象団体やテーマについて何か御意見はございませんか。

○石原委員 昨今、一般質問なんかで非常に皆さん取り上げてみえますけれども、江南駅の周辺の再開発について、その地域の団体等ありましたら御意見を聞く機会があるといいかなと思いますけど、どうでしょうか。

○委員長 皆様、御意見はございますか。  
特にございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、ただいま出されました案を基本として、正・副委員長で調整をし、日程、開催場所なども含め決定していきたいと思いますが、いかがでしょうか。いかがでしょうか皆さん。

[発言する者あり]

○委員長 よろしいですか。掛布委員どうですか。

○掛布委員 いいです。

○委員長 大丈夫ですか。

御異議もないようでありますので、正・副委員長で調整をし、後日皆様に御報告をさせていただきます。

なお、対象団体の都合もありますので、その場合は、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ありがとうございます。

御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただき、こちらも後日御報告をさせていただきます。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本日は皆様の御協力がございまして、この常任委員会、建設産業委員会が事なく終了いたしますことを大変皆様にお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

以上で、建設産業委員会を閉会いたします。

午後 3 時 02 分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 大藪豊数